

●香川県監査委員公表第9号

令和8年5月15日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年7月23日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 氏名（略）

高松市 氏名（略）

2 請求書の提出

令和8年5月15日

3 請求の内容

（以下、令和8年5月15日付けで提出された住民監査請求書の原文の記載に即して記載する。）

（1）香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が令和6年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

（2）措置請求の理由

ア 香川県議会政務活動費をめぐる状況

請求人らは、香川県議会においてすべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行っている。平成25年度分については住民訴訟の結果、2021年4月に県議23人に計約970万円の返還を命じる高松地裁判決を勝ち取った。県は控訴したものの、同年12月に控訴を取り下げ、議員らは公選法違反であるとして刑事告発された政務活動費支出分もあわせて、約2,000万円を県に返還した。

この過程で香川県議会は政務活動費マニュアルを改訂し、2023年度分からはようやくインターネット公開も始まったが、依然として県民への説明責任をきちんと果たそうという姿勢のない議員が多すぎる。

監査委員が長年にわたって強く透明化を要望してこられた会派共同政務活動費は、A41枚の収支報告書に議員別の負担額の一覧表が付いているのみで、支出の裏付けとなる領収書類も、会派としての視察報告書も、開催した勉強会の詳細も全く明らかにされていない。監査委員が求める「透明性の確保」を無視し、抵抗を続ける《領収書隠し》の状態は変わっていないのである。

今回も会派共同政務活動費の使い道を証明する領収書公開を拒んだのは、自民党の2会派である。自民党は国政レベルでも違法・不正な政治資金の使い方が追及され続けているが、会派共同政務活動費の領収書を公開しないのでは、政務活動費の「インターネット公開」の意味がない。

監査委員として、会派共同政務活動費の具体的な領収書公開を強く求めるべきである。

また、多くの文書が議会事務局の確認後、議員に返却されるため、公表対象はおろか情報公開制度による公開の対象にさえなっていないことなど、極めて不十分な「公開実態」は監

査委員（および事務局）主導で他県の状況を調べて改革すべきである。

さらに、整理番号を付すことになっているにもかかわらず、多くの議員が整理番号を付さないまま提出していたり、領収書類をことさら小さく縮小コピーして内容が容易に読み取れないようになっていたり、乱雑な手書きで報告書の読み取りが困難になっていたりなど、できるだけ県民の目に触れないようにしているのではないかとさえ思わざるを得ない。広報紙・誌や県外調査報告書などについて政務活動費マニュアルが求めている説明事項さえきちんと記載していない議員も多い。

監査委員としてこれらの問題を指摘し、加えて、整理番号なき書類・HP上で領収書の金額が読み取れないような書類は受け取らないこと、乱雑すぎる手書き報告書や横向きに領収書を貼っている書類は修正を求めるよう、議長および議会事務局に対して具体的に指示すべきである。

また、他議会で問題になっているような、政務活動費を使ってクレジットカードのポイントを貯めたり、航空券のマイルを貯めたりする問題が本県でも起きていることが伺われる。これらに関しても政務活動費マニュアルの見直しが必要である。

政務活動費の問題はいわば、多くの国民の批判を浴びている「政治とカネ」問題の地方版であり、税金の使途をチェックする議員の基本姿勢に関わる問題である。政務活動費を巡る不正事件が各地で続いているが、このような問題が香川でも起きることのないよう他県の事例の判決なども踏まえて厳しく監査して頂くとともに、改訂政務活動費マニュアルの不備を早急に改めることを議長・議会に確約させて頂きたい。

監査委員は、2022年12月に改訂し2023年度から適用された「政務活動費マニュアル」にまだまだ問題があることを認識しておられ、2024年8月30日付けの監査結果（香川県監査委員公表第15号）「県民から疑念を抱かれることのないよう政務活動費マニュアルの更なる見直しに努められたい。」（41頁）と要望しているが、議長・県議会は政務活動費マニュアルの見直しをしなかった。

昨年9月2日付け監査結果（香川県監査委員公表第13号）では、わざわざ「4 政務活動費マニュアルの更なる見直し」という項目を設けて、「政務活動費マニュアルについては、政務活動費の使途の適正な運用及びより一層の透明性の確保に向け、全国的な動向についての情報収集や分析等に継続して取り組むとともに、地方自治法及び政務活動費交付条例の関係する規定を踏まえ、県民から疑念を抱かれることのないよう、更なる見直しに努められたい。」（52頁）と要望しているが、議長・県議会は2年連続で監査委員の求めを無視し、政務活動費マニュアルの見直しをサボっている。

それどころか、「政務活動費に関する研修を行う」（同51頁）など必要不可欠で実施がきわめて容易な要望すら無視するなど、監査委員を無視・軽視する姿勢が酷すぎる。

今回の監査において、議長から「監査委員からの要望」を聞き入れる確約を得、とりわけ「政務活動費マニュアルの見直し」をすると言質を取っていただきたい。

また、請求人らがかねて求めているように議会選出の監査委員に代えて、弁護士会からの推薦者など法律の専門家を監査委員に加える改革の必要性を改めて訴えたい。監査委員におかれては、監査の過程で法的な判断を迫られることも少なくない実態を説明しつつ、監査委員に法律の専門家を加えるべきだという意見を議長および知事に伝えていただきたい。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって^{あん}按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

④車のリース料については、岡山市議会の政務活動費について、「個人資産形成につながる自動車リース料を政務活動費から支出することは違法」とする判決が2020年9月10日、広島高裁岡山支部において下されたため、令和元年度分政務活動費の監査請求より追加したものであり、全額を認めない。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が令和6年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 自家用車のリース料（否認額5,329,728円）

自家用自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後または途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限り」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところである。ほとんどのすべての議員が自家用車を所有し、日常的に使用している本県では、新たに政務活動のために車をリースする必要性はない。

改定された香川県議会の政務活動費マニュアルでは、「リース会社側の事情により契約書（契約約款等を含む）に明記できない場合は、所有権移転を行わない旨をリース会社に申し出た書類が必要」とあるが、そのような書類には全く法的実効性がなく、所有権が移転されないことを担保するものではない。また、再リース契約をすれば、その車に乗り続けることもできるのであり、実態はローンで購入したのと変わらない。例えば令和元年度から6年度までのリース料を議員別に合計すると、大山一郎議員は3,412,482円、花崎光弘議員は3,162,352円を政務活動費から支出している。

徳島県議会や岡山県議会などのように政務活動費マニュアルで車のリース料支出を認めていない議会もあり、また、規定がなくても車のリース料支出をしていない議会も多い。

厳しい県財政のもと、4年間で車が購入できるような多額の政務活動費を支出可としているマニュアルは、上記、広島高裁岡山支部判決も踏まえて根本的に見直し、車のリース料支出そのものを禁止すべきである。よってイ支出の査定基準④に述べた通り、自家用自動車のリース料は、14名の議員の総額5,329,728円を否認する。

(イ) 領収書を公開せず具体的な支出内容が全くわからない会派共同政務活動費
(否認額8,124,672円)

これまでの住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は長年にわたって「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにも関わらず、前述の政務活動費マニュアル改定においてもこの点は改善されなかった。

領収書類が提出されないばかりか、マニュアル改訂以前は記載されていた会派の勉強会のテーマや講師名などの記載も全くなり、公表されるのは費目ごとの支出金額と、各議員の支出額（これは各議員の収支報告関連書類を見れば明らかなもの）のみとなり、むしろ《領収書隠し・支出内容隠し》がさらにひどくなったと言わざるをえない。

市民オンブズ香川の全47都道府県議会事務局に対する調査によれば、現在、「会派による政務活動費支出」の領収書は44都道府県で公開されている。一部でも公開されない領収書があると、そこに不正や不適切な支出があっても見過ごされてしまうわけだから、すべて公開されてこそ「領収書公開」の意味があると44都道府県議会は判断していると考えられる。ちなみに、高松市議会では、自民党2会派を含めた全会派が会派の政務活動領収書を公開し、それどころか自民党2会派は、成果物である「会派の広報誌・紙」まで全ページを、領収書とともに議会HPで公開している。

公開していないのは、香川県・岡山県・愛媛県の3県だけである。香川県は、2021年4月20日付の高松地裁判決が確定して、県議27人の政務活動費領収書1585万円分が違法だと認定された。また、2022年1月に、高松地検の働きかけを受けて20議員が、公訴時効の範囲内である直近3年分の政活費支出の内、判決の基準から見て「違法」と考えられる1080万円を「自主」返還している。

さらに、同時期に出され確定した、のべ27議員の「海外視察」旅費760万円の返還命令判決も考えあわせれば、香川県議会は税金・公金である政務活動費を合法的使うこと、および地方自治法が求める“最小の経費で最大の効果をあげる”使い方をすべきことを、まだ理解できていない議員が少なくないと思われる。それゆえに、会派の「政務活動費支出の領収書」を隠さざるを得ないのだろう。

「会派による政務活動費支出」の領収書を公開していない残る2県、岡山・愛媛も添付資料p.2のように、最近も裁判の判決によって政務活動費・調査費の違法支出を返還させられ、今なお進行中の裁判もかかえて違法支出認定がまだまだ続くような議会である。

香川県は、次の裁判を待つことなく、監査委員の責任で「会派共同政務活動費を使った具体的支出がわかる全領収書」のHP公開を実現していただきたい。

さらには、議決を要する議員の海外視察への批判が高まったせいか、本会議議決を経ない形で、政務活動費を使った「会派でのベトナム及び台湾への海外視察」が行われ、かつ会派共同政務活動費を使っているのに領収書は隠蔽されている。自ら作成した『議員の海

外派遣取扱要領』の規定を守らなくて済むような“抜け穴”として、政務活動費を使った海外視察を実施すること自体に問題がある。しかも、その報告書が会派としては全く提出されていない。

しかし、ベトナムへの海外視察は、同行した国民民主党議員会・三木由美子議員の「報告」文（7頁）によって一ハノイ工科大学と香川県などとの「覚書調印」式を含み、大山副知事や香川県商工会議所連合会の綾田会長も参加するような《公式》の訪問であり、『議員の海外派遣取扱要領』の規定が適用されるべき内容であるのは明らかである。規定どおりに、派遣目的、訪問先・活動内容、行程などを明らかにして参加者を募った上で、「必要最小限度」の費用かつ「合理的な金額」である条件を満たしたか否かを議論し、本会議での議決を経ていない点からも、この支出すべては違法・不当である。

また、台湾への海外視察は、同行した県政会・松原哲也議員の「報告」文（20～21頁）によって一池田知事が参加して台湾ランタンフェスティバルの開会式で役割を果たしたり、桃園市の招待により桃園市長も参加する「歓迎晩餐会」日程を含んだりするなど、これまた『議員の海外派遣取扱要領』の規定が適用されるべき内容であるのは明らかである。規定どおりの手順・本会議議決を経ていない点から、台湾視察の支出もすべて違法・不当である。

もしも、池田知事の台湾での諸活動に、自民党県政会の議員ばかりが10人以上も税金・公費で参加することを、『議員の海外派遣取扱要領』の規定どおり事前に計画段階で明らかにしていれば、当然、県民からの「県政会の親睦旅行」「税金の無駄遣い！」の大きな批判が出されて、「必要かつ合理的な人数」規定に基づいて人数が削られたり、議長一人の派遣になったりしていた可能性も大きい。加えて、「池田知事と自民党多数派の癒着ではないか」「毎年、台湾にばかり大量の県議が行くことで、中国を刺激している」などの批判も当然あり得る。こういう批判を避けるために、意図的に『議員の海外派遣取扱要領』違反の「政務活動費による視察」、しかも領収書などを提出しないというやり方を繰り返す自民党県政会に対し、監査委員は正面からルール違反を指摘し、違法・不当な支出と手続きをやめさせて頂きたい。

以上の問題に加えて、会派共同政務活動費による海外視察については、その詳細な報告書が出されていない点からも違法・不当性を指摘しておく。

本会議議決を必要とする海外派遣・視察でも「報告書の提出」「議会ホームページにおいて、報告書を公開」することが『議員の海外派遣取扱要領』によって義務付けられている。であるならば、派遣目的・派遣先・行程などすべてが県民に全く知らされないまま、こっそり実施された「政務活動費を使った海外視察」は、より報告書の提出・HP公開が必要・不可欠である。なぜなら、報告書がなければ、その「視察」が「実質的には観光」なのか否か、公費を使わずに「本来議員が自ら研鑽に努めるべきもの」なのか否かが、全く判断できないからである。

香川県（県議会）が受け入れた2021年12月24日の高松地裁判決（平成29年（行ウ）第14号不当利得返還等請求事件）は、本会議の議決の有無にかかわらず、「そういう視察に公費を使ってはならない」という命令を下した重要な判決であり、政務活動費による海外視察にも、当然、適用されるものである。以下に、ポイントを引用する。

「議員が有名な観光スポットを視察してその知識素養を深めること」「それは本来議員

が自ら研鑽に努めるべきもの」（判決文77頁など）で、公費を使ってはならない。「ミラノ日本国総領事館訪問については」「派遣目的との関連性がありそうな視察日程として一応、組み込まれたものにすぎず」（76頁）そういう視察に公費を使ってはならない。

2016年8月9日のニューヨーク日程について、「実質的には観光というべきもので」「議員の知識ないし素養の向上は議員が個人的に研鑽に努めるべきもの」（30頁）だから、公費を使ってはならない。同年9月の別の視察団のサンパウロ日程は「観光とは大差ないもの」で、ドバイ日程も「実質的には観光というべきものであるし」「議員の知識ないし素養の向上は本来議員が個人的に研鑽に努めるべきもの」（45頁）だから公費を使ってはならない。2017年のマドリッド・トレド・リスボン・パリの4日間の視察日程はすべて、「単に、観光して「見た」というのと違いはなく、同日の各視察の内容は、自由時間も含めて、実質的には」「視察に名を借りた観光であるから」（61頁）公費を使ってはならない。

2017年6月1～9日の海外視察すべては、「全体として、実質的には海外視察に名を借りた観光であったといえるから、派遣目的との関連性・合理性はなく、議員としての「職務を行う」ものということとはできない」（77頁）から公費を使ってはならない。（以上、2021年12月24日高松地裁判決より引用）

監査委員会におかれては、会派による政務活動費の海外視察についてもまた、以上の判決内容に沿って、厳しく監査していただきたい。と同時に、政務活動費の海外視察についても『議員の海外派遣取扱要領』規定の内容を準用すること、報告書の提出・公開を必須とするように政務活動費マニュアルを改訂するよう、強く求めている。

自民党県政会の収支の内訳表によれば、「要請陳情費」として各18議員による東京への要請陳情費用として、2回合計3,761,091円も支出している。令和6年6月の支出を18等分すれば一人あたり10万2659円であり、令和7年1月の支出を18等分すれば一人あたり10万6291円である。こんな巨額な東京への陳情費は認められない。

令和7年1月の陳情活動には同じ県政会の松原哲也議員が同行しており、個人として報告書を書いているので、県政会の要請陳情は「令和7年1月14日～16日 国交省・農水省・自民党本部など」（49頁）であることがわかる。

40議員全員の政務活動費・収支報告書を見ると、個人で東京への2泊3日での陳情活動をしていたのは、県政会の氏家寿士議員だけである。会派での陳情活動で政務活動費を使っているのに、加えて個人での陳情活動は不要ではないか、という問題は別にして、氏家議員が使った2泊3日分の政務活動費は5万5120円であり、これが常識的な金額である。

県政会の会派による東京での要請陳情費は、県政会・氏家議員が個人で2泊3日の陳情をした際の5万円台に対して、倍近い「1人あたり10万円以上」という法外な支出であり、非常識と言う他ない。会派18議員による贅沢旅行または親睦会費用込みでなければ10万円以上にはなり得ない。

領収書を公開しない限り、国内の陳情活動についても、こういう違法・不当な政務活動費支出がまかり通ってしまう。

加えて、松原議員の49頁の報告書によれば、陳情活動の内容として、「自民党本部」などで「自民党執行部に対しても、重点要望の支援後押しについて要請した。」と明記されているが、これは自民党県議による「政党活動」であり、県政会の会派陳情ともども按分

されていない支出は違法・不当である。

他に、自民党議員会の収支の内訳表によれば、5人の会派なのに「雑誌・書籍等の購入費」として172,932円も支出されている。毎年、(キ)の項目で政務活動費ではなく私費で購入すべき本について指摘し、「監査期間中の修正申告」で支出から削除される本が少なくない。自民党議員会が購入した17万円以上もの雑誌・書籍の中に「私費で購入すべき本」が含まれている可能性は大きい。雑誌名や書籍名が明示されないような「報告書」には全く意味がない。

会派による支出も、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定されるのが当然だから、会派が政務活動費から支出することが適法であることを領収書等で証明する必要がある。会派が意図的に領収書や報告書を公開しないことによって、会派が支出した使途の適法・正当性が領収書類等から明らかにされないことの責任は会派にある。会派共同政務活動費は、すべて実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費

(否認額639,864円)

政務活動費マニュアルの見直しによって、調査研究費や研修費を使った視察等について、どこに行って、誰に会い、どのような調査をし、どのような成果があったか、を報告することが必須化されている。県外調査等報告書には、「視察調査の面談者、研修、講演会等の講師、要請陳情の相手方の職・氏名を記載すること」(様式50ページの注記)となっているが、松原哲也議員の報告書にはこれらが全く記載されておらず、報告事項は行かなくても書けるような抽象的な記述に留まっている。これまでに訪問したことのある場所を再度訪問していたり、訪問先の数や場所に比して長い日程を取っていたりする事例も多い。同議員については前年度の住民監査請求でも同様の指摘をしたが、今回の監査請求対象年度は議長として他の議員の模範となるべき立場であったにもかかわらず、指摘事項は全く顧みられていない。これでは、果たして視察としての内実を伴うものであったのかが全く証明されておらず、旅費の支出は認められない。

議会として議員を海外派遣する場合は、派遣目的、訪問先・活動内容、行程などを明らかにして参加者を募った上で、「必要最小限度」の費用・人数かつ「合理的な金額」である条件を満たした上で、本会議での議決が必要である。また、事前にそれらの情報が公表され、「視察・調査による成果を県政の政策等に反映し、又は、政策立案・提言等に寄与することが明らかである」か否かがチェックされる。

しかし、政務活動費を使つての海外視察(や陳情要請)は、上記のような手順・チェックや議会の議決を経ないため、海外視察への県民の批判を恐れる議員たちが、政務活動費を使って違法または不適切な海外視察を行っている可能性があるという前提で、念入りに適正な支出であるか否かをチェックしなければならない。

三木由美子議員は、自民党県政会の会派視察に同行したと思われるベトナム視察を実施している。しかしながら、その後の同議員の議会発言を議事録で確認してもベトナム視察や国際交流、外国人材受け入れに言及するものは全くない。訪問先も現地に行かずとも他の方法で情報が得られる場所ばかりであり、ひとり32万円以上も使ってその「報告」は1ページにも満たない。前記の海外視察費用の裁判結果の内、2017年6月1～9日の全

行程が違法と見なされて旅費全額を返還した旅行が、違法と判断された大きな証拠の一つが三木議員のような「報告書」であった。

そもそも、ハノイ工科大学と香川県などとの「覚書調印」式を含み、大山副知事や松原議長も参加するような「視察」は、明らかに『議員の海外派遣取扱要領』の規定が適用され、所定の手続きを経た上で本会議議決が不可欠である。この点ひとつとっても、三木議員のベトナム視察への支出は違法・不当である。

松原議員も自民党県政会の会派視察の自己負担分として政務活動費を支出し、台湾視察の報告書を提出している。県政会として10人の議員が参加しているにもかかわらず、議事録を確認してもこの後、香川県議会においてこの台湾視察を踏まえた発言は全くなされていない。会派として出かけても個々の議員がそれぞれの視点で報告書を提出すべきであり、それさえもしないならば、議員が大挙して海外に出かけていくことなど許されない。

また、(イ)の項目で、会派共同政務活動費による台湾視察について指摘したとおり、この視察は、池田知事が参加して台湾ランタンフェスティバルの開会式で役割を果たしたり、桃園市の招待により桃園市長も参加する「歓迎晩餐会」日程など、『議員の海外派遣取扱要領』の規定が適用されるべき内容であるのは明らかである。規定どおりの手順・本会議議決を経ていない点からも、松原議員の台湾視察の支出はすべて違法・不当である。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等（否認額3,483,400円）

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」（参考様式第4号）の作成を求めている（19頁・53頁）が、それらは公開されていない。前述したように議員に返却される（21頁）ため、情報公開の対象ともなっていない。政務活動費マニュアル改訂では、「政務活動費走行台帳」の公開も明記すべきである。現状では、何の目的でどこに行ったのか全く不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかが不明なもの

（否認額15,546,982円）

支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかが確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が寄せられている。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないかと、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報の黒塗りを廃止している。

香川県議会も人件費支払先の黒塗りを廃止すべく、政務活動費マニュアル改訂を行っていただきたい。一部の会派からは、人件費の支出先を公開しても差し支えないという声も出ている。人件費支出先の情報が県民に明らかにされれば、県民の多くの目で支出の適否がチェックされるため、違法不当な支出を防げるはずである。現状では全額を否認する。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの（否認額14,178,876円）

主に、広報紙・誌作成費、事務所費（光熱水費も含む）に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。

2022年12月21日の仙台高裁判決（仙台市が最高裁に上告しなかったため確定）は、広報誌の発行費用について「市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面がある一方、選挙や後援会活動としての効果も併せ持つ」と指摘し、「議員活動と選挙、後援会活動など明確に区別できない場合、規定に基づき『2分の1』の支出が上限になる」と判断して、約4,600万円余の返還を命じた。この仙台高裁判決に基づく監査が行われることを求める。

私たちもこれまで同様の考え方により発行費用の2分の1を超える支出は原則として認めないこととしている。ただし一部、面積により按分率を自己申告した議員についてはこれらを除外した。香川県議会も高松市議会のように、支出対象となった広報紙・誌のHP公開を議員に求め、県民がその適否をチェックできるように政務活動費マニュアルを改訂すべきである。

現行の政務活動費マニュアルでも広報誌等の作成・配布の詳細等を記載することを求めているが、これすら記載していない議員が極めて多いのは、まさに違法状態である。

三木由美子議員は、ゼンリン地図、住宅地図・バインダー版、デジタル版の計92,070円を「政務活動のみに利用」として按分せず全額計上しているが、後援会活動や選挙・政党活動などに全く利用しないということは考えられないので、2分の1のみ認める。

事務所費については、谷久浩一議員、宮本欣貞議員、小泉敦議員が、政務活動専用の事務所であるとして、全額を政務活動費から支出しているが、議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、活動場所を完全に分けて、その事務所では政務活動以外を一切行わない、というのはいない。したがって2分の1のみ認めるものとする。

政務活動費マニュアル（平成29年度2月策定）は、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りではない。」としている。つまり大原則は政務活動費の按分率は「2分の1以内」であり、例外的に実績の証明ができる場合にのみ2分の1を超える支出を認めるという規定である。例外があり得るのは、按分率を正直に「2分の1以内」にしているすべての議員および県民が納得できる「実績の証明」が、明示的に示されているケースに限られるべきであり、その「証明」はホームページ上に公開されなければ意味がない。

それにも関わらず、これまでの監査結果では、議員の説明や賃貸借契約書の記載内容のみをもって「専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性を有している」としてきた。これらは「実績の証明」とは到底言えず、監査のあり方として大いに問題があり、他議員との公平性が全く保たれていない。事務所費についても、領収書や事務所の使用実態のわかる文書をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

天雲千恵美議員は自宅兼事務所の電気代102,400円（2分の1按分済み）を計上しているが、住居と兼ねているなら、2分の1按分ではなく、住居分が2分の1、残りのうち政務活動とその他の議員活動分が各4分の1とすべきである。また、固定電話の料金も同様に2分の1按分ではなく、4分の1とすべきである。

森裕行議員も自宅兼事務所の電気代、ガス料金を計279,437円（2分の1按分済み）を充当しているが、同様に4分の1按分とすべきである。加えて、森議員はコピー機、印刷機、紙折り機、パソコン、大型プリンターなどのリース料、コピー機チャージ料、電話フ

ァックス使用料、その他文具類などを全く按分していない。しかし森議員は立憲民主党香川県連の幹部（現在は幹事長）でもあり、後援会活動や政党活動に全く使用していないということは考えられないので、2分の1按分とすべきである。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

(否認額1,018,684円)

友枝俊陽議員の広聴広報費249,150円は、年度末の3月28日に各10,000枚ずつ印刷したとして、2つの印刷業者に支出したものであるが、政務活動費マニュアルが求めている印刷物に関する詳しい説明は全くない。2つの事業者に発注するというのも極めて不自然であり、不当な支出である。

松原哲也議員は、事務費として名刺印刷代7,500円（2分の1按分済み）を計上しているが、支出先は自らが経営する会社となっている。同社（株式会社マツコン）は「当社は三木町にあるエクステリア（外構）とガーデン（庭）の設計と施工を行う専門店です。お庭のことなら何でもご相談ください。」という会社であり、印刷を業とする会社ではないので、どこかに発注しているのであれば、その印刷会社の領収書を提出しなければならない。それを提出せずに自社の領収書としているなら、そこで何らかの利益を得ている可能性があり、最小の経費で最大の効果をあげてを求める地方自治法に照らして不当な支出と言わざるをえない。加えて「眠れないほど面白い 空海の生涯」という書籍を購入しているが、私費で購入すべき内容であり、この1078円の政務活動費支出は認められない。

山田正芳議員は、事務費の燃料費として、燃料店の領収書を証拠書類として提出しているが、同じ選挙区の川池秀文議員の燃料費が137,639円、米田晴彦議員が119,081円であるのに対して、その3～4倍の474,024円（いずれも按分後）となっており、自家用車の燃費の違いを考慮しても異常に高額である。議員本人以外の利用した車両の燃料費も含まれている可能性が極めて高く、不当な支出であると推認される。

三木由美子議員は、「皇居三の丸尚蔵館名品選」2000円（注：本人手書きでは「名品展」＝誤字）、「妖怪民話」1449円、「日本一バズる農家の健康ブロッコリーレシピ」1430円を購入し、資料購入費として計4,879円を支出しているが、これらは政務活動に必要な物とは認められない。これら以外に、平賀源内関連本を図録を含めて5冊も政務活動費で購入されているが、これらについてはご自分の判断で修正申告が望ましい。また、同議員は事務費として3月にiPad、iPadケース、イヤホンマイク、ロボット掃除機などを購入し計99,617円（2分の1按分済み）を計上している。いずれも認められないが、ことにロボット掃除機は「政務活動と直接関連性、有用性のない備品」であり、政務活動費でロボット掃除機を購入した例はこれまで見たことがない。加えて、「調査研究費」の支出として、3月13日に「政務活動にかかる事務作業」として50,000円を支出しているが、いかなる「調査研究」に関して実際にいつどんな作業をしたのか全く不明で、不当な支出である。これら3月の支出によって支出合計は3,657,661円となっており、政務活動費をすべて使い切る意図をもった駆け込み支出と考えざるをえない。

森裕行議員は事務所費として水道代35,688円を計上しているが、マニュアルの規定により「住居を兼ねた事務所の上下水道料金」充当は不当である。

天雲千恵美議員は、利用料金が安いことから議員本人の携帯と推認されるソフトバンクの携帯とは別に、ドコモの携帯料金46,188円（2分の1按分済み）を計上している。前年

度の監査結果では、「政務活動補助者」が使用したものだとしているが、固定電話と同じ口座から引き落とされていることから、家族の携帯である可能性が高く、家族が政務活動補助者として人件費を受け取っている可能性さえあり不当である。

宮岡陽子議員は、「政務活動補助者の携帯」であるとして事務費にドコモとユーキューモバイル利用料金25,260円（2分の1按分済み）を計上している。前回の監査結果では、議員が「政務活動補助者が事務所や外出先での連絡対応にしており、事務所不在時にも対応できるよう携帯電話は不可欠である」と説明したとのことだが、事務所費を支出している他の議員らはこれまでも事務所の固定電話料金のみで、政務活動補助者の携帯電話料金は計上していない。政務活動補助者の携帯料金を計上したのは、天雲議員、宮岡議員が初めてであり、「携帯電話は不可欠だ」とは言えず不当である。

エ 香川県議会の令和6年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が令和6年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議会政務活動費交付条例（以下、「条例」という）」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

監査委員におかれては、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになり、その成果が県民に還元されるものとなるよう厳正な監査を行うとともに、今回指摘した問題点を踏まえ、さらなる政務活動費マニュアルの見直しを議会に対して強く求めて、見直しの確約を得て頂きたい。

(3) 添付書類

(以下の書類については省略をする。)

ア 令和6年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

イ 証拠書類各写し 各1通

4 請求書の補正

(以下、令和8年6月12日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の記載に即して記載する。)

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の)「自家用車のリース料」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

自家用自動車のリース料が政務活動費の使途として不適切である点については、監査請求書記載の通りである。そもそも4年間で車が一台購入できるほどの支出を認める合理性はないため、自家用自動車のリース料を認めていない都道府県議会も多い。また、リース契約に

「有償・無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」という項目が入っていたとしても、議員の任期満了後に所有権の移転が行われないという保証はない。リースした車を議員本人でなく家族が私的利用をしている、という目撃情報も複数寄せられている。よって、車のリース料支出の全額を否認する。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

イ (3(2)ウ(イ)の)「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

地方自治法第100条に基づく香川県議会政務活動費交付条例第8条は「議員は、年度における政務活動費に係る収入および支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて」議長に提出しなければならない、としている。政務活動費マニュアルが改訂されたが、会派共同政務活動費については領収書も添付されず、視察や陳情・要請活動の報告もないため、ブラックボックス状態は全く変わっていない。ブラックボックス状態であること自体が適正な支出と認められない根拠である。県の他の交付金についてこのような形の支出が認められるケースがあるなら、ご教示頂きたい。

監査委員におかれては詳しい報告書や領収書類等の提出を求め、厳しく監査して頂くとともに、政務活動費マニュアルの再度の見直しを求めて頂きたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の)「詳しい視察・調査・陳情内容の不明な旅費および研修会参加費」について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

それぞれ監査請求書に記載の通りであるが、政務活動費という公費を充てる以上、その支出が適正であることを説明する責任は議員にある。政務活動費マニュアルは県外調査等報告書に「視察調査の面談者、研修、講演会等の講師、要請陳情の相手方の職・氏名」の記載を求めているが、松原哲也議員の報告書にはそれらが記載されておらず、行かなくても書けるような抽象的な事項が書かれているのみである。

さらに三木由美子議員のベトナム訪問、松原哲也議員の台湾訪問は、監査請求書に述べた通り、本来、「議員の海外派遣取扱要領」の規定が適用されるべき内容であるにもかかわらず、規定通りの手順・本会議議決を経ていない点から、これらの支出はすべて違法・不当である。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

エ (3(2)ウ(エ)の)「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

香川県議会の政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入したある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の作成を求めているが、改定後の政務活動費マニュアルでも、この台帳は閲覧対象とならず、事務局の確認の後、議員に返却されてしまうため、情報公開請求対象ともならない。今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

ちなみに、すでにインターネット公開されている議会では、いつ、どこに何の調査で行っ

たかについての記録をきちんと公開している議員が多い。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

オ (3(2)ウ(オ)の)「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

山形県議会の議長経験者の元議員が政務活動費から支出していた人件費などを私的に流用していたとして詐欺などの罪に問われ有罪判決が確定した。香川県議についてもかねてから勤務実態のない者に人件費が支払われているという情報が寄せられてきた。支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付け、それらも閲覧対象とすることを、香川県議会に求めて頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

カ (3(2)ウ(カ)の)「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

意見交換会費の支出がなくなった一方で、これまで選挙前以外、あまり広報誌を発行していなかったような議員まで広報費を大きく増やしている。もちろん、県民への広報活動はとても重要であるが、実際に適正な費用と方法で実施されたのかどうか疑わしい例も多い。県民が政務活動費支出の適否を判断できるように、政務活動費収支報告関係文書に発行した広報誌を添付して公表すべきである。

また、事務所費を按分していない谷久浩一議員、宮本欣貞議員、富野和憲議員、宮岡陽子議員、小泉敦議員については、香川県議会政務活動費マニュアルにおいても、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」とされており、全国議長会も「議員名義の単独の事務所の場合も（中略）慎重な取り扱いが必要と思われる」としている。

監査委員はこれまでの監査結果の中で、「賃貸借契約書に政務活動に係る事務所として使用すると明記されている」ことなどをもって「違法または不法な支出であるとまではいえない」としているが、これでは「実績を把握」していることにはならず、「慎重な取り扱い」をしていることにもならない。これらの議員の事務所の使用実態を厳しく監査して頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認件数、否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

キ (3(2)ウ(キ)の)「その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの」のうち、友枝俊陽議員、松原哲也議員、山田正芳議員、三木由美子議員、森裕行議員、天雲千恵美議員、宮岡陽子議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

これらの根拠は監査請求書に記載の通りである。総じて、きわめて杜撰な計上ぶりと言わざるを得ない。前払いされる政務活動費は使わなければ損だ、年度末の残余の返還を避ける

ために使い切ってしまう、という意識があるのではないか。政務活動費の規定が不十分な点もあるが、規定がなくとも公金であることに鑑み、もっと自制的に支出しようという姿勢があつてしかるべきである。議員たちの意識がそうであるなら、佐賀県議会などいくつかの議会で行っているように、前払いではなく清算払いに切り替えることを真剣に検討すべきである。

さらに、令和4（2022）年度分までは政務活動の支出対象とする議員がいなかった「政務活動補助者」の携帯電話料金まで監査委員が認めてしまわれるなら、今後、家族の携帯電話料金までも政務活動で支払おうという議員が次々に出てくる恐れがあることに鑑み、監査委員には厳しい判断をして頂きたい。

なお、この項目については、監査請求書の否認額総額および各議員の否認額を添付の訂正済み査定表の通り補正する。

ク ご指摘の点、及び、他の誤記等についても添付の監査請求書、及び、査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

監査委員は、毎回、請求人に「その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すこと」を求めておられるが、政務活動費の使途が適正であることを事実や根拠を以て示す責任は議員の側にある。なぜならば、政務活動費が貴重な県民の税金から交付されているからである。議員がその説明責任を果たせていない支出は認めないという厳しい姿勢で監査に取り組んで頂きたい。

また、上記文中でも述べたように、政務活動費マニュアルの改定内容は極めて不十分なものであった。会派共同政務活動費の領収書類が公開されない点のみならず、広報誌等の制作物や契約関係書類なども、わざわざ「確認後、返却」として、閲覧対象はおろか、情報公開請求対象にもならないような規定としている点も大きな問題である。刑事告発事件を受けて、なんとか起訴を避けるためにマニュアル改定はしたもののできるだけ公開はしたくない、という姿勢があらわである。

監査委員におかれては、このマニュアル改定は監査委員の長年の議会への強い要望に応えるものになっていないことを指摘し、県民への説明責任を果たせる政務活動費マニュアルとなるよう、さらなる改定を議会に求めて頂きたい。

（２） 添付書類

ア 補正済みの令和6（2024）年度香川県議会政務活動費住民監査請求書及び否認理由及び議員別返還請求集計表

議員名	A 車のリース料		B 具体的な支出 内容が全くわ からない会派 共同政務活動 費		C 詳しい視 察・調査・ 陳情要請 内容の不明 な旅費、会 費		D 按分してい ない自動車経 費		E 支払先不明の 人件費		F 按分してい ない 議会報告印刷 費・事務所費 等		G その他の違 法・不当な支 出		合計	
	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額
1 植條敏介	1	231,000	1	483,367	0	0	1	52,133	0	0	1	204,600	0	0	4	971,100
2 氏家孝志	0	0	1	641,403	0	0	0	0	14	970,000	1	69,410	0	0	16	1,680,813
3 氏家寿士	0	0	1	270,037	0	0	1	91,538	12	360,000	1	352,000	0	0	15	1,073,575
4 大山一郎	1	505,560	1	407,715	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	913,275
5 岡野朱里子	0	0	1	75,096	0	0	0	0	12	746,000	2	383,900	0	0	15	1,204,996
6 尾崎道広	0	0	1	266,109	0	0	1	129,685	12	360,000	1	205,700	0	0	15	961,494
7 川池秀文	0	0	1	485,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	485,366

8	五所野尾恭一	1	511,188	1	46,476	0	0	0	0	12	619,200	8	1,106,600	0	0	22	2,283,464
9	里石明敏	1	379,500	1	485,437	0	0	0	0	0	0	1	680,000	0	0	3	1,544,937
10	白川和幸	0	0	1	483,437	0	0	1	175,454	12	1,006,647	0	0	0	0	14	1,665,538
11	城本宏	0	0	1	268,037	0	0	1	201,724	0	0	1	177,100	0	0	3	646,861
12	十河直	0	0	1	46,476	0	0	0	0	0	0	4	952,050	0	0	5	998,526
13	谷久浩一	0	0	1	266,037	0	0	0	0	0	0	41	590,921	0	0	42	856,958
14	天雲千恵美	1	600,000	1	158,610	0	0	0	0	1	1,440,000	13	110,997	12	46,187	28	2,355,794
15	友枝俊陽	0	0	1	485,366	0	0	0	0	0	0	0	0	3	324,450	4	809,816
16	新田耕造	1	312,840	1	483,296	0	0	1	74,555	0	0	3	576,675	0	0	6	1,447,366
17	花崎光弘	1	459,800	1	571,610	0	0	1	321,160	12	720,000	2	185,290	0	0	17	2,257,860
18	松岡里佳	0	0	1	268,037	0	0	1	52,170	24	816,000	3	117,115	0	0	29	1,253,322
19	松原哲也	1	396,660	1	288,423	32	316,974	1	388,130	1	766,150	4	16,483	2	8,578	42	2,181,398
20	宮本欣貞	0	0	1	155,901	0	0	0	0	0	0	16	1,277,488	0	0	17	1,433,389
21	山根千佳	0	0	1	483,436	0	0	1	81,844	0	0	1	826,063	0	0	3	1,391,343
22	鎌田守恭	0	0	1	201,000	0	0	0	0	0	0	4	546,040	0	0	5	747,040
23	斉藤勝範	0	0	1	201,000	0	0	1	406,093	12	480,000	0	0	0	0	14	1,087,093
24	平木享	1	402,600	1	201,000	0	0	0	0	12	300,000	0	0	0	0	14	903,600
25	松本公継	1	382,800	1	201,000	0	0	1	178,839	12	600,000	0	0	0	0	15	1,362,639
26	山田正芳	1	147,460	1	201,000	0	0	0	0	26	2,550,000	1	49,500	12	474,024	41	3,421,984
27	鏡原慎一郎	1	561,000	0	0	0	0	1	180,708	0	0	2	571,205	0	0	4	1,312,913
28	金藤友香理	0	0	0	0	0	0	1	285,399	2	312,000	6	265,617	0	0	9	863,016
29	五味伸亮	0	0	0	0	0	0	1	528,175	0	0	1	54,850	0	0	2	583,025
30	三木由美子	0	0	0	0	3	320,700	1	133,403	0	0	5	216,926	7	154,496	16	825,525
31	山本悟史	1	289,800	0	0	0	0	0	0	0	0	1	299,079	0	0	2	588,879
32	富野和憲	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	415,945	0	0	16	415,945
33	米田晴彦	1	155,520	0	0	0	0	0	0	12	381,440	1	167,068	0	0	14	704,028
34	森裕行	0	0	0	0	0	0	0	0	12	900,000	53	772,904	1	35,688	66	1,708,592
35	都築信行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	331,100	0	0	3	331,100
36	樫昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,209,340	0	0	0	0	12	1,209,340
37	宮岡陽子	0	0	0	0	0	0	1	279,239	1	600,000	5	800,788	8	25,600	15	1,705,627
38	小泉敦	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1,014,875	34	934,973	0	0	58	1,949,848
	計	14	5,335,728	26	8,124,672	35	637,674	17	3,560,249	237	16,151,652	235	13,258,387	45	1,069,023	609	48,137,385

田井久留美議員、植田真紀議員は監査請求対象支出なし。

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和8年6月19日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、令和6年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、追加の証拠書類が提出されたほか、令和8年6月25日に請求人2名が出席し、請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

（1）請求人（太田安由美）の陳述（要旨）

私からは、香川県議会の会派共同政務活動費が非公開・非公表であることについて、意見を

述べさせていただきたいと思います。

私は、現在、高松市議会議員3期目ですが、高松市議会では、会派で使った政務活動費に関しても、全ての領収書を市議会のホームページで公表・公開しております。また会派での政務活動費を使った視察、会派で出している会派レポート・会派だよりについても、視察報告書や会派だよりの原本を必ず添付しなければならないとなっております。

政務活動費の原資が税金であることを考えますと、やはりその使途については、納税者である県民にとっては、その使途を知る権利があると思っています。自分が納めた税金で議員がどのような自己研鑽を行っているのか、またその政務活動費を使って、どういうふうな議会活動・議員活動に活かされているのかという情報を公にするのは当然のこととして、それは会派共同政務活動費であっても然りだと考えます。

また、高松市議会では、本日証拠書類として提出しておりますけれども、当選時に新人議員に対して、政務活動費に特化した研修を実施しています。それほど社会から、政務活動費の使い方については厳しい目が向けられているということだと思います。

来年4月、統一地方選挙がありまして、改選になりますので、新しく県議会議員になる方に対しても、政務活動費の適正な支出についての研修を実施していただきたいです。また、新しいマニュアルができた時点で、県議会議員全員が共通の認識を持つためにも、研修を実施すべきなのではないかと考えております。

高松市議会、ほかの都道府県議会できていることがなぜ香川県議会ではできないのか、できないのであればできない理由をしっかりと県民に明確に御説明をいただきたいと考えております。

香川県議会の政務活動費の支出が明確・明瞭で、効果的かつ効率的なものになるように、厳正な監査をお願いしたいと思います。

(2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

今日、証拠として提出したものは、全国市議会議長会が開催した市議会事務局職員への研修の資料を基にしたものと伺っておりまして、弁護士さんが研修をされた内容で、必ずしも私たちの判断と一致するものではないですが、このように、全国の状況も調べ、裁判で問題になっている事例も含め、最初に研修をする必要があると思います。

比べてみると明らかで、例えば、香川県議会は番号も付いていない、説明が詳しくない報告書が平気で出ていますけれども、市議会の報告書はきちんと整っており、市議会議員の方がちゃんとやっているのだと思いました。そういうことで、証拠として追加提出をさせていただいたものでございます。

香川県議会の現状、政務活動費の使い方では一番の問題は、会派共同政務活動費が、実質非公開であるということで、以前よりも後退したような形になっているということです。申し上げるまでもございませんが、地方自治法に基づいて県議会の政務活動費交付条例がつけられ、議長は使途の透明性の確保に努めるものとするがありますが、全く空文化しております。

約30年前に私が県議会議員になった時は、政務活動費の領収書は提出の必要がありませんでした。A4の紙1枚で、綺麗な丸まった数字が並んでいるものを出せばいいとのことでした。

なぜかという、領収書なんか出したらどんな調査をしているのか分かってしまう、極秘の調査ができなくなるなどの理由を言われました。極秘の調査で爆弾質問をしたとは、誰も聞いたことがございません。

それが1万円を超える領収書の提出に変わりまして、その後、2013年度分以降はすべての領収書を提出することになりましたが、こうなったことによって調査に支障が出たという声は聞こえておりません。

ところが会派共同政務活動費だけは、相変わらずその具体的な使途が公開されない状態。これは極めて異常な状態として、監査委員も何度も指摘しておられるので御承知だと思いますけれども、全国の都道府県議会でわずか3県だけ、しかも愛媛、岡山、いずれも政務活動費に関する裁判が幾つも起こされている議会だけという状況です。全ての領収書を公開しても、何ら議員の政務活動に支障がないことが明らかになっているのに、なぜ、この会派共同政務活動費だけが非公開とされているのか、その点は問題だと思います。

ここで思い出されますのが、先日来、香川県の情報公開のあり方が問題になっていることです。県は当然公開すべき公文書を、実行委員会の事業であるから、県には文書が存在しないとしましたが、結局、情報公開審査会で、これは公文書である、公開すべきという判断が下りました。ほかにも、政策決定過程の情報が出てこないという事例がたくさんございます。

古い話になりますが、元宮城県知事の浅野史郎さんが情報公開の改革で、当時の宮城県の低かった情報公開の状況を改善したという事例があります。この方の名言として、情報公開は寿司屋のカウンターという言葉があります。全てオープンな寿司屋のカウンターでは、汚い手で寿司は握れないと言うのです。当然公開されるべきものを公開しないということは、県民に見えないところで、汚い手で寿司を握っているのではないかと疑われても仕方ありません。

これは県もそうですし、ましてそれをチェックする役目の県議会自体が、議員自体がそういう姿勢で、オープンにしないというのは、大変問題なことだと思います。そういう県の状況に切り込めるだけの、あなたがそんなこと言える立場かと言われてもしょうがないような状態なのではないかというふうにも思っております。

太田さんから申し上げましたように、政務活動費が県民の税金から支出されているということを考えたら、県民への説明責任を果たさなければならないということはすぐ分かるはずですが、どうもこの使い方を見ていると、議員の特権だ、使わないと損だというふうに思われていて、出さなくていいものは出さないでおこうという姿勢が感じられてしまいます。

何度も監査委員の要望として出してくださっていることですが、この状況では大変恥ずかしいし、県民に対して申し訳ない状態ですので、さらなる透明性のために、マニュアルを改訂する。事務局の職員にも議員にもきちんと研修をして、提出があったときに、これはちょっと、もっと説明要りますよとか、ここ抜けてますよということが言えるような体制なり、それをもとにできるようなマニュアルを改訂したり、検証することによって、より進めやすくなると思いますので、是非ともそれを強く求めていただきたいです。監査期間中に修正がありましたみたいなことで済みますのではなくて、返還しなさいと言ってくださったら、ちょっとは後押しになるのではないかと思っておりますので、是非厳しい監査をお願いしたいと思います。

(3) 証拠の提出

追加の証拠として、請求人が主張を裏付けるものを提出し、主張の追加を行った。

(以下の書類については省略をする。)

ア 裁判例からみる政務活動費の適正支出について

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である鏡原慎一郎監査委員及び城本宏監査委員は、地方自治

法第199条の2の規定により除外した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、岡野朱里子議員の広聴広報費（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出並びに三木由美子議員の調査研究費のうち1件（経費区分が修正されたもの）及び事務費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求3件（205,007円）に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている（地方自治法第100条第14項及び第15項）。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。）及び香川県議会政務活動費交付規程（平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。）が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）

	に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成しており、平成29年2月に一部改正を行った後、令和4年12月に政務活動費の使途の透明性を高めることを目的に新たな政務活動費マニュアルを策定し、令和5年度分の政務活動費から適用している。新たなマニュアルでは、経費毎の使途基準において、「具体的な経費の例示」及び「充当が不適切な経費の例示」として、政務活動費で支出できるもの又はできないものが明示されたほか、視察調査や要請陳情等のための県外出張については県外調査等報告書の提出を、会派共同調査費については会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧の提出を求めた上で、閲覧対象とされた。さらに、各議員の収支報告書等の閲覧に供している書類について、県議会ホームページで公表することとした。新たなマニュアルの主な記載内容は、次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要及び政務活動費を充てることができる経費

(イ) 政務活動費の使途基準

基本的事項（充当の基本的考え方、充当する年度の考え方及び会合参加費等の会費への充当の考え方）及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費）

(ウ) 政務活動費の手続

政務活動費の請求・交付（通常払の場合又は四半期の途中で議員となった場合）、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存（会計帳簿等の調製及び整理保存並びに領収書の要件等）、収支報告書の提出等（提出期限及び提出書類）、残余额の返還（通常の場合又は四半期の途中で議員でなくなった場合）、収支報告書等の修正及び情報公開（閲覧及び県議会ホームページへの掲載）

(エ) 記載例

政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、領収書等添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、県外調査等報告書（参考様式第3号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第5号）、政務活動費走行台帳（参考様式第6号）及び雇用契約書（参考様式第7号）

(オ) 参考資料

地方自治法（抄）、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、様式（政務活動費の交付を受ける議員（様式第1号）、政務活動費の交付を受ける議員の異動（様式第2号）、政務活動費請求書（様式第3号）、収支報告書（様式第4号）、収支報告書等修正届（様式第5号）、閲覧請求書（様式第6号））、参考様式（領収書添付票（参考様式第1号）、支払証明書（参考様式第2号）、県外調査等報告書（参考様式第3号）、会合参加報告書（参考様式第4号）、政務活動費経費別支出整理簿（参考様式第5号）、政務活動費走行台帳（参考様式第6号）、雇用契約書（参考様式第7号）、政務活動費振込口座届（参考様式第8号））及び政務活動費に係る収支報告書等の閲覧に関する要綱

（3）政務活動費の支出等の状況

ア 令和6年度における政務活動費の支出の状況（令和7年6月30日現在）

項 目	金 額
政務活動費交付金額	144,000,000円
実支出金額	112,791,516円
政務活動費を充当した支出金額	109,586,956円
残余额（返還額）	34,413,044円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である（各議員別の状況は次の表のとおり）。なお、40名の議員のうち、年間交付金額の総額を超えて支出している議員は14名である。

令和6年度政務活動費収支状況総括表（議員別）

（50音順）

令和7年6月30日現在

No	氏 名	会 派 ※	内 訳	交付金額①	支出金額②	残余额（ 返還額） ①－②
1	植 條 敬 介	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,595,737	2,004,263
2	植 田 真 紀	立憲・市民派 ネット	300,000円×12月	3,600,000	599,295	3,000,705
3	氏 家 孝 志	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,177,149	1,422,851
4	氏 家 寿 士	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,597,839	1,002,161
5	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,266,981	1,333,019
6	岡 野 朱里子	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,884,016	1,715,984
7	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,348,684	251,316
8	鏡 原 慎一郎	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,648,302	0
9	樫 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	2,675,398	924,602
10	金 藤 友香理	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,937,624	1,662,376
11	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,849,117	0
12	川 池 秀 文	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,787,026	0
13	小 泉 敦	香川・せとうち next	300,000円×12月	3,600,000	3,615,113	0
14	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	4,852,380	0
15	五 味 伸 亮	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,410,880	2,189,120

16	斉藤勝範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,221,401	378,599
17	里石明敏	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,407,459	1,192,541
18	白川和幸	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,992,072	607,928
19	城本宏	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,910,026	1,689,974
20	十河直	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,629,452	0
21	田井久留美	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	225,933	3,374,067
22	谷久浩一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,600,162	1,999,838
23	都築信行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,155,531	444,469
24	天雲千恵美	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,618,157	0
25	富野和憲	立憲・市民派 ネット	300,000円×12月	3,600,000	2,944,278	655,722
26	友枝俊陽	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	1,529,134	2,070,866
27	新田耕造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,998,644	0
28	花崎光弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,278,250	321,750
29	平木享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,665,533	1,934,467
30	米田晴彦	立憲・市民派 ネット	300,000円×12月	3,600,000	3,888,139	0
31	松岡里佳	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,326,869	273,131
32	松原哲也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,649,248	0
33	松本公継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,077,437	1,522,563
34	三木由美子	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,657,661	0
35	宮岡陽子	みらい香川	300,000円×12月	3,600,000	3,646,213	0
36	宮本欣貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,953,932	646,068
37	森裕行	立憲・市民派 ネット	300,000円×12月	3,600,000	4,056,983	0
39	山田正芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,708,125	0
39	山根千佳	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,299,250	1,300,750
40	山本悟史	国民民主党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,106,086	493,914
計				144,000,000	112,791,516	34,413,044

(備考)

※ 議員の所属会派は令和7年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「国民民主党議員会」は「香川県議会国民民主党議員会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議員は政務活動費交付条例第8条により、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することが義務付けられている。

なお、領収書等については、政務活動費マニュアルで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしており、この取扱いについては各経費共通である。

監査委員は、各議員の収支報告書や領収書等の写しを確認するとともに、議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施した。その概要は次のとおりであ

る。

(1) 議員14名の自動車リース料

植條敬介議員、大山一郎議員、五所野尾恭一議員、里石明敏議員、天雲千恵美議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松原哲也議員、平木享議員、松本公継議員、山田正芳議員、鏡原慎一郎議員、山本悟史議員及び米田晴彦議員に係るリース契約書の写し等リース契約の内容を記載した書類の提出があった。

(2) 会派共同政務活動費

令和4年12月に策定された政務活動費マニュアルにおいて、会派共同調査費を支出している議員は、当該議員の収支報告書に添えて、会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧を提出することが義務付けられていることから、令和6年度における自由民主党香川県政会（以下「自民党香川県政会」という。）及び香川県議会自由民主党議員会（以下「自民党議員会」という。）の収支報告書及び議員別負担額一覧の写しを確認した。

また、自民党香川県政会におけるベトナム及び台湾への海外視察について、議長から、「議員が海外を訪問し視察調査等を行う場合は、地方自治法第100条第13項及び香川県議会会議規則第125条に基づく議員の海外派遣として実施される場合と、地方自治法第100条第14項及び政務活動費交付条例第2条の規定に基づく政務活動として実施される場合があり、それぞれの規定に基づき実施することができるものと解され、今回のベトナム及び台湾への海外視察が必ずしも議員の海外派遣取扱要領の規定が適用されるべきという主張は当たらない。（上記規定は、国内外を問わない。）」と説明があった。

(3) 議員2名の交通費及び宿泊費

松原哲也議員及び三木由美子議員に関し、監査請求人が詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費と主張している視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

番号	議員名	政務活動費 充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	松原哲也	14,160	令和6年 4月4日 ～5日	場所：広島市 ひろしま国際プラザ 目的：調査研究 内容：国際化推進、多文化共生社会の形成に向けた施策の参考とするため、広島県及びJICA中国が連携して運営する「ひろしま国際プラザ」の視察並びに同施設の取組内容や運営体制、地域とのかかわりについての調査研究。
2	松原哲也	16,095	令和6年 4月12日 ～13日	場所：神戸市三宮再整備事業「三宮クロススクエア」整備エリア 目的：調査研究 内容：中心市街地の活性化及び公共交通を軸とした都市構造改革の先進事例として、神戸市が推進する三宮クロススクエアの整備方針、進捗状況、行政と民間との連携体制についての調査研究。
3	松原哲也	9,750	令和6年 4月21日 ～22日	場所：コミカミノルタサイエンスドーム（八王子市こども科学館） 目的：調査研究 内容：次世代の人材育成を目的とした科学教育の充実と、地域社会との連携による学びの場の創出について、先進的な取り組みを行う当該施設を訪問し、施設運営の方針・実施プログラム・市民との関わり方などを調査研究。

4	松原哲也	18,700	令和6年 9月10日 ～11日	場所：広島駅及び紙屋町周辺 目的：調査研究 内容：最新のモビリティ環境や社会実装の事例を視察し、電動キックボード、シェアサイクルの実地体験や、実際にICチップ内蔵の媒体を契約し試乗体験を行う等、本県における今後の交通施策・地域活性化への応用についての調査研究。
5	松原哲也	8,379	令和6年 11月6日 ～7日	場所：千葉県柏の葉スマートシティ（柏の葉キャンパス周辺） 目的：調査研究 内容：高度情報化・脱炭素・健康・子育て等の分野において、先進的なまちづくりを進める「柏の葉スマートシティ」の実例を調査し、ICT・エネルギー・モビリティなど多様な分野における官民連携の形や、地域住民との協働による課題解決について等の調査研究。
6	松原哲也	20,970	令和6年 11月29日 ～30日	場所：広島市役所、広島電鉄株式会社 目的：調査研究 内容：広島市及び広島電鉄による交通政策・都市整備の実施内容を調査研究し、持続可能な地域交通のあり方についての知識習得のための視察。
7	松原哲也	13,500	令和6年 12月2日 ～4日	場所：豊中市役所、豊中市千里ニュータウンエリア 目的：調査研究 内容：都市規模に応じたスマートシティの導入及び市民サービスの向上を目指したICT・デジタル施策の推進等を行う先進地視察。
8	松原哲也	18,400	令和7年 2月2日 ～4日	場所：東京都 立川駅北口周辺再開発地域「GREEN SPRINGS」 目的：調査研究 内容：サンポート高松エリアを駅及び港を中心とした再編整備の参考のため、都市再生・公民連携による持続可能なまちづくりを行っている立川市の好事例を学ぶための調査研究。
9	松原哲也	131,640	令和7年 2月11日 ～14日	場所：桃園市政府、桃園市児童美術館、横山書道美術館、メッセ桃園（MICE機関）、台湾ランタンフェスティバルin桃園、桃園市バイオマス・エネルギーセンター、SINGTEX社 目的：調査研究 内容：桃園市政府幹部職員等と今後の相互交流等について意見交換を行ったほか、各種施設や企業を訪問し、現在の課題やその解決策、将来の展望等について協議を行った。
10	松原哲也	34,940	令和7年 3月9日 ～11日	場所：東京都特別区池袋、川口市立アートギャラリー・アトリア 目的：調査研究 内容：外国人住民支援、多言語対応、国際交流センター設置状況の視察及び地域コミュニティと外国人との協働による防災訓練やイベント開催状況についての調査研究。産業都市から文化芸術都市の転換を目指す、川口市の象徴的な施設であり、市民とアーティストの交流を促す企画展やワークショップの実施状況等を視察。
11	松原哲也	30,440	令和7年 3月19日 ～21日	場所：東京都特別区（東京都下水道局水再生センター） 目的：調査研究 内容：東京都における上下水道事業の現状と課題について及び、災害時対応や水循環の持続可能な運営に向けた取り組みについての調査研究。

1 2	松原哲也	6,900	令和7年 1月14日 ～16日	場所：東京都特別区（国土交通省、農林水産省、自民党本部等） 相手：国土交通省及び農林水産省の事務次官・各担当局長等 目的：要望陳情 内容：国土交通省及び農林水産省の事務次官・各担当局長の要望活動をはじめ、本県の課題についての意見交換等を行った。
1 3	三木由美子	320,700	令和6年 8月26日 ～30日	場所：ベトナム2都市（ハノイ市、ハイフォン市） 相手：ハノイ工科大学 フィン・クエット・タン学長 ハイフォン市人民委員会グン・ヴァン・トゥン委員長 目的：調査研究 内容：高度外国人材受け入れの促進に向けた「ハノイ工科大学との覚書の締結」、ハイフォン市との交流をさらに拡大することを目的とした「ハイフォン市との交流協定の締結」などを行う。

ア 松原哲也議員の桃園市（台湾）訪問（上記表番号9）について、費用の一部を会派の共同政務活動費ではなく、議員個人の政務活動費にて支出したことについて、議員から、「会派での取りまとめ期限までに参加の可否を調整できなかったが、参加できることとなったため、個人でチケットの手配を行った。その際、往路は地元行事の活動で直行便の利用ができず、復路も直行便が取れなかったため、羽田空港経由とした。」と説明があった。

イ 三木由美子議員のベトナム訪問（上記表番号13）について、費用の一部を政務活動費から支出したことについて、議員から、「今回の訪問は、多くの県内事業者からも期待されている高度人材の確保に向けて、提携の調印や、香川県のアピールを行う中で、現地の状況を詳しく調査することが目的であった。現地の方との交流や意見交換のみならず、一定の期間住んで働く場としての本県の魅力を直接アピールした。また、オンラインでは得難い情報を能動的に収集できた。今後、海外人材の確保が進むにつれ、メリットと合わせて様々な課題が浮き彫りになってくることが予測される。特に、海外大学との提携を通じた高度人材の獲得は他県との競争になる。そのため、現地のキーマンや学生に対し、本県が「住み・働く場」としていかに魅力的かを直接訴求していくことが重要となる。こうした状況の中で、本県としては商工労働部が中心となってプレゼンテーションを行った。自身も、地元市の英語のガイドブック等を数十部持参し、配布説明するなど、特に地元の魅力を直接伝えるチャンスとして活用した。このように本県の情報を直接提供することで、県内事業者からも期待されている高度人材の確保に向けて、プラスになる情報が収集できたベトナム訪問であったと考える。現地の学生たちは控えめな性格もあり、オンラインでは生活習慣や日本語への不安といった本音を聞き出すことは困難だったと思われるが、対面での双方向対話や、現地の生活環境を直接目にしたことで、職場環境やキャリア形成、さらには受入企業が配慮すべき具体的な課題を収集できた。書面や画面越しでは得られないこうした情報は、本県に対する高い評価にも繋がり、今後の人材確保において大きなプラスになると確信している。なお、報告書については、既定のフォーマットにまとめたものである。」と説明があった。

（4） 議員18名の燃料費

植條敬介議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、白川和幸議員、城本宏議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、山根千佳議員、斉藤勝範議員、松本公継議員、鏡原慎一郎議員、金藤友香理議員、五味伸亮議員、三木由美子議員及び宮岡陽子議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

また、山田正芳議員の燃料費について、同じ選挙区の議員の燃料費よりも高額になった理由について、議員から、「視覚障害を有し、自身で自動車を運転できないため、健常者が徒歩で移動できる近隣での活動であっても自動車による送迎が不可欠であること、夏季や冬季の送迎車待機中のアイドリングによる影響もあること、県議会庁舎やその他の用務地での時間を要する活動のために送迎車が事務所と用務地を2往復することが度々あることから、燃料の使用が多くなっている。」と説明があった。

(5) 議員20名の人件費

氏家孝志議員、氏家寿士議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、五所野尾恭一議員、白川和幸議員、天雲千恵美議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、松原哲也議員、斉藤勝範議員、平木享議員、松本公継議員、山田正芳議員、金藤友香理議員、米田晴彦議員、森裕行議員、樫昭二議員、宮岡陽子議員及び小泉敦議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。

ア 被雇用者が生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配付するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする2親族以内の親族（配偶者を含む）は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費を全額充当している場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、岡野朱里子議員、五所野尾恭一議員、松岡里佳議員、金藤友香理議員、米田晴彦議員及び小泉敦議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動に係る事務とすることが記載されており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

また、樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間を全て記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより、実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることを確認した。

(6) 議員28名の広聴広報費

植條敬介議員、氏家孝志議員、氏家寿士議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、五所野尾恭一議員、里石明敏議員、城本宏議員、十河直議員、友枝俊陽議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松岡里佳議員、宮本欣貞議員、山根千佳議員、鎌田守恭議員、山田正芳議員、鏡原慎一郎議員、金藤友香理議員、五味伸亮議員、三木由美子議員、山本悟史議員、富野和憲議員、米田晴彦議員、森裕行議員、都築信行議員、宮岡陽子議員及び小泉敦議員に係る広報誌等及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

なお、岡野朱里子議員に係るものについては、監査期間中、ホームページ管理料の政務活動費による負担割合を2分の1とする収支報告書等修正届が議長に提出され、経費の一部が政務活動費を充てた支出から除かれている。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
植條敬介	県政報告	27,000	409,200	409,200	ポスティング	坂出市内

氏家孝志	県政報告令和7年1月号	1,332	138,820	138,820	郵送	琴平町、まんのう町内
氏家寿士	県政報告2024.12	12,000	704,000	704,000	郵送	善通寺市内
岡野朱里子	香川県議会議員岡野しゅりこ	—	264,000	132,000	ホームページ管理料	
尾崎道広	県政報告	25,000	411,400	411,400	郵送	坂出市内
五所野尾恭一	議会報告No24-5 2024年2月議会	8,000	371,800	371,800	ポスティング	まんのう町、琴平町内
	議会報告No24-8 2024年6月議会	8,000	371,800	371,800		
	議会報告No24-11 2024年9月議会	8,000	371,800	371,800		
	議会報告No25-1 2024年11月議会	8,000	371,800	371,800		
	香川県議会議員五所野尾恭一	—	176,000	176,000	議会報告ホームページ更新	
		—	176,000	176,000		
		—	198,000	198,000		
		—	176,000	176,000		
里石明敏	県政報告第3号令和7年春	30,000	1,360,000	1,360,000	ポスティング	高松市内
城本宏	県議会通信vol.3	7,000	354,200	354,200	ポスティング	観音寺市内
十河直	議会だよりNo24-5	21,000	476,300	476,300	郵送 ポスティング	さぬき市内
	議会だよりNo24-8	21,000	476,300	476,300		
	議会だよりNo24-11	20,500	475,750	475,750		
	議会だよりNo25-1	20,500	475,750	475,750		
友枝俊陽	県政報告令和7年号	10,000	148,600	148,600	ポスティング	観音寺市内
	県政報告別紙	10,000	99,000	99,000		
	県政報告令和7年号増刷	3,000	76,950	76,950		
	県政報告別紙増刷	3,000				
新田耕造	県議会報告2024年5月号	9,461	384,450	384,450	郵送	多度津町
	県議会報告2024年11月号	8,561	384,450	384,450		
	県議会報告2025年1月号	8,561	384,450	384,450		
花崎光弘	県議会報告2025年1月号	3,000	221,100	221,100	ポスティング	東かがわ市
	自由民主党香川県議会議員花崎みつひろ	—	149,480	149,480	ホームページ更新手数料	
松岡里佳	県政通信「ともに」Vol.14	10,000	72,230	72,230	郵送	綾川町内
	県政通信「ともに」Vol.15	10,000	72,000	72,000		
	県政通信「ともに」Vol.16	10,000	90,000	90,000		

宮本欣貞	県政通信No. 24-6	1, 000	338, 745	338, 745	ポスティング	高松市内
	県政通信No. 24-11	1, 000	338, 745	338, 745		
	県政通信No. 25-1	1, 000	338, 745	338, 745		
	県政通信No. 25-3	1, 000	338, 745	338, 745		
山根千佳	県政報告Vol. 2	1, 500	1, 652, 126	1, 652, 126	郵送	善通寺市内
鎌田守恭	県政通信 2024年冬号	12, 000	256, 080	256, 080	郵送	高松市内
		—	299, 200	299, 200	デザイン制作費及び封入作業	
	県政通信 2025年春号	12, 000	182, 160	182, 160	郵送	高松市内
		—	354, 640	354, 640	デザイン制作費及び封入作業	
山田正芳	県政報告2025	7, 000	99, 000	99, 000	郵送	丸亀市内
鏡原慎一郎	県議会レポート Vol. 12 2024夏号	15, 000	661, 106	661, 106	郵送	東かがわ市 内
	県議会レポート Vol. 13 2025春号	15, 000	481, 305	481, 305		
金藤友香理	議会報告第3号	11, 000	23, 915	23, 915	ポスティング	高松市内
		—	88, 000	88, 000	デザイン料	
	議会報告第4号	8, 500	68, 200	68, 200	ポスティング	高松市内
		—	66, 000	66, 000	デザイン料	
五味伸亮	県政レポート	8, 000	109, 700	109, 700	ポスティング	観音寺市内
三木由美子	議会報告制作代金	—	66, 000	66, 000	県政報告制作代金	
	議会報告第3号	22, 000	135, 300	135, 300	タウンプラス	さぬき市内
山本悟史	県政レポート2025春号	84, 000	598, 158	598, 158	ポスティング 郵送	高松市内
富野和憲	県政レポートとみの 通信第4号	12, 300	110, 000	110, 000	郵送	高松市内
	県政レポートとみの 通信第5号	12, 300	110, 000	110, 000		
米田晴彦	HOT県通信第23号2025 年始	30, 000	334, 136	334, 136	郵送	丸亀市内
森裕行	県政報告	3, 500	238, 790	238, 700	ポスティング	三豊市内
都築信行	つづき信行香川県議 会議員	—	79, 200	79, 200	ホームページ改訂	
	県政だより	13, 500	286, 000	286, 000	直接、郵送	高松市内
	県政だより	15, 000	297, 000	297, 000		
宮岡陽子	県政報告第2号	30, 000	230, 890	230, 890	郵送 ポスティング	坂出市 宇多津町
	県政報告第3号	28, 000	240, 000	240, 000		
	県政報告第4号	28, 000	282, 568	282, 568		
小泉敦	報 2024 第五号	6, 000	15, 514	15, 514	ポスティング	小豆郡内
	報 2024 第六号	5, 000	11, 370	11, 370		
	報 2025 第七号	6, 000	11, 493	11, 493		

報 2024 第五号	—	250,000	250,000	制作費
報 2024 第六号	—	250,000	250,000	
報 2025 第七号	—	250,000	250,000	
報 2025 第八号	—	250,000	250,000	

なお、友枝俊陽議員が令和6年度末に3社の印刷業者に支出した経費について、2種類（「県政報告」及び「県政報告別紙」）の印刷物の写し及び領収書の写しの提出があり、議員から、「印刷物は、時期や内容の異なる2種類のチラシを作成し、過去に取引実績のある業者3社に、それぞれ印刷依頼（県政報告10,000部をA社、県政報告別紙10,000部をB社、それぞれの増刷分3,000部ずつをC社）した。」と説明があった。

（7）議員7名の事務所費

ア 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員から、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。」と説明があった。

イ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃借したものであった。

議員から、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務だけに使用していることから、家賃については全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

ウ 富野和憲議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を令和6年9月20日、賃料を月額80,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃借したものであった。

議員から、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

エ 宮岡陽子議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を令和5年4月30日、賃料を月額70,000円とするものであった。

議員から、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。なお、建物の3階部分が政務活動に係る事務所であり、1階部分が後援会事務所となっているが、出入口はそれぞれ異なるため別の事務所である。」と説明があった。

オ 小泉敦議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を令和5年5月1日、賃料を月額58,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃借したものであった。

議員から、「当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については全額政務活動費に計上している。」と説明があった。

カ 天雲千恵美議員の事務所費（電気代）

領収書の写しの提出があり、議員から、「高松市香川町の建物を政務活動を行う事務所兼住居として日常的に使用し、政務活動以外の活動は、高松市西町の後援会事務所で行っている。当該政務活動事務所では、議員活動に必要な実務を行う場として活用しており、地域住民からの要望や相談等に対応するとともに、議会出席や出張等で議員本人が不在の際にも、迅速かつ適切な対応が可能となる体制を整えている。電気代の負担割合の実績の把握が困難なため、政務活動費での負担割合を2分の1としている。」と説明があった。

キ 森裕行議員の事務所費（電気代等）

領収書の写しの提出があり、議員から、「事務所と住居は別にあり、事務所の建物には、政務活動に係る事務を行う事務所部分と地域の人たちの集まりに貸す集会部分がある。電気・ガス・水道代の負担割合の実績の把握が困難なため、政務活動費での負担割合を2分の1としている。」と説明があった。

(8) 議員2名の事務所費（固定電話利用料金及び携帯電話利用料金）

ア 天雲千恵美議員の事務所費（固定電話利用料金及び携帯電話利用料金）

固定電話利用料金を政務活動費で支出する理由について、議員から、「政務活動以外の活動は、高松市西町の後援会事務所で行っており、住居兼用の高松市香川町の事務所については、政務活動を行う事務所として使用している実態を踏まえ、按分率2分の1で充当している。」と説明があった。

また、固定電話以外にも2台の携帯電話料金を政務活動費で支出する理由について、議員から、「1台の携帯電話は、自身が使用しており、議会活動、地域住民対応、行政機関との連絡など、日常的な政務活動に広く使用している。また、別の1台の携帯電話は、事務所を管理するスタッフが使用しているものであり、事務所に常駐して政務活動を支える体制の中で、連絡対応、外出先での即時対応、緊急連絡の受発信等を行っている。事務所は一人体制であるため、席を外している時間帯にも対応できるよう携帯電話の使用は業務遂行上必要不可欠である。」と説明があった。

イ 宮岡陽子議員の事務所費（携帯電話利用料金）

政務活動補助者の携帯電話利用料金を政務活動費で支出する理由について、議員から、「政務活動補助者と連絡を取り合う必要があるほか、議員自身の代わりに要望の受付や日程調整等を行うため、個人の携帯電話を使用させているものであり、按分の上、携帯料金を充当している。なお、政務活動補助者の携帯電話の契約先を、令和6年4月及び10月に変更した。」と説明があった。

(9) 松原哲也議員の事務所費（名刺代）

現物及び領収書の写しの提出があった。議員から、「主として政務活動時に使用している

が、使用実績の証明が困難であることから、誤解を招かないよう按分比率2分の1で充当している。」と説明があった。また、議員自身が代表を務める会社で名刺を作成した理由について、議員から、「本人とは別人格であり、議員自身が代表を務める会社で作成することを禁じる規定はないため。」と説明があった。

(10) 森裕行議員の事務費（コピー機等リース料、電話・FAX使用料及び事務機器・事務用品等購入費）

領収書の写しの提出があり、議員から、「コピー機等のリース料、コピー機チャージ料及び電話・FAX使用料及びその他文具類等の支出について、建物の事務所部分と集会部分の部屋は明確に分けており、事務所部分は政務活動のみに使用していることから、事務所内にあるコピー機等のリース料等は按分していない。」と説明があった。

(11) 三木由美子議員の事務費等

ア 事務費（iPad等購入費）

iPad、iPadケース及びイヤホンマイクを政務活動費で支出する理由について、議員から、「iPadは、パソコンよりも手軽に持ち歩いて使用できるので、パソコンと使い分けて使用している。ケースについては、iPadを持ち歩くので、破損等から保護するために、イヤホンマイクについては外出先での動画資料の確認等に使用している。」と説明があった。

なお、ロボット掃除機に関する支出については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

イ 調査研究費（政務活動にかかる事務作業）

領収書の写しの提出があった。議員から、「政務活動や収支報告書作成に係る領収書の整理、コピーや書類の作成業務を依頼したものであるが、経費区分を調査研究費ではなく人件費に修正する。」と説明があり、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出された。

(12) 議員2名の資料購入費（書籍購入費）

ア 松原哲也議員の資料購入費（書籍購入費）

領収書の写しの提出及び書籍購入が政務活動のためのものであることの説明について次の表のとおりあった。

イ 三木由美子議員の資料購入費（書籍購入費）

領収書の写しの提出及び書籍購入が政務活動のためのものであることの説明について次の表のとおりあった。

番号	議員名	書籍名	政務活動のためのものであることの説明
1	松原哲也	眠れないほど面白い空海の生涯	県出身の弘法大師空海に関する基礎的な知識を習得し、文化財保護、歴史文化を活用した観光振興、地域活性化施策の検討に資する資料として購入したものである。 空海は、四国遍路をはじめとする地域文化や観光振興に大きな影響を与えており、本書を通じて歴史・文化資源の活用や地域振興施策に関する知見を得て、地域の歴史・文化資源を活かした政策立案や各種事業の調査研究に活用するとともに、文化行政、観光振興及び地域活性化に関する政務活動の参考資料として活用する。
2	三木由美子	「皇居三の丸尚蔵館名品選」図録	県立ミュージアムの事業である展覧会「皇居三の丸尚蔵館名品選 美が結ぶ皇室と香川」の図録。その内容は本県と皇室との関係や、それに関係した歴史、金刀比羅宮などの寺社

			や文化財の皇室との関係の詳細について説明されている。 同ミュージアム事業の調査と合わせて、本県の歴史や文化財についての調査に活用した。
3	三木由美子	妖怪民話	県の事業として23年ぶりに栗林公園での薪能が復活したことを受けて、一般質問で伝統文化としての能楽をさらに活用することについて取り上げた。 本県では「屋島」「海士」「当願墓当」「松山天狗」等の香川県を舞台とした能楽があり、それぞれの舞台となった地元では昔話や説話として親しまれているものもあることを紹介した。 その中でも志度寺に伝わる「当願墓当」（当願と墓当という兄弟愛の話）をテーマにしたまち歩きに参加した際に、当願墓当ゆかりの墓当・当願大明神というお堂を守っている方や、子供たちのために当願墓当の紙芝居を制作・上演している方々のお話を伺った。当願墓当の話は「妖怪民話」に詳しく載っているので、読むようにと勧められて購入したもの。
4	三木由美子	日本一バズる農家の健康ブロッコリーレシピ	一般質問で取り上げた、経済委員会に所属していた時に委員会視察で訪問した石川県白山市の農業法人安井ファームが主力農産物のブロッコリーに特化して発行した本。 農家だからこそ知っているブロッコリーの栄養、レシピや消費者が知らない魅力等が一冊にまとめられている。 本県においてもスマート農業の取り組みについての県内視察でロメインレタスを生産している農家を視察した際に、農家だからこそ知っているレシピを披露していただいた。 本県においても農家さんだけが知っている様々な県産野菜のレシピや魅力をもっと発信して県産野菜の購買促進につなげることにについて、委員会視察でも調査した安井ファームを例に挙げて、一般質問で取り上げた。質問作成の際に、安井ファーム発行のこの本を参考にした。
5	三木由美子	図録 平賀源内展 平賀源内 人物叢書 平賀源内 奇才 平賀源内 日本の伝記 平賀源内	香川県の事業である瀬戸内国際芸術祭2025の開催地がさぬき市にも拡大し、平賀源内記念館が会場となり平賀源内に関係する作品の展示が行われるとのことで平賀源内記念館において、平賀源内について調査をするために関係書籍を購入した。 また、地元さぬき市志度では平賀源内が町おこしや文化教育などの視点で話題になることが多い。小学校の校歌にも取り上げられており、毎年「平賀源内発明くふう展」が行われている。また、NHK大河ドラマの「べらぼう」で平賀源内が登場するとのことで、瀬戸芸に加えて地元では平賀源内に対する注目がさらに高まっており、地元住民との町おこしや文化教育といった視点での交流において平賀源内についての知識が必要不可欠であることを実感したために政務活動として購入した。
6	三木由美子	ゼンリン地図 住宅地図・バイ ンダー版 デジタウンさぬ き市	例えば、道路や河川の修繕に関して、住民からの要望や相談等があった場合に修繕箇所の把握を行うことは必要であるとともに、土木事務所や警察に対し説明する際においても、ゼンリン地図、住宅地図・バインダー版、デジタル版等の図面を使用することは必要であることから購入した。

なお、三木由美子議員の住宅地図の購入費について、議員から、「後援会活動や選挙・政党活動に使用するものには、その活動に必要な情報を書き込んでしまっているので、政務活動で住民や職員に見せて説明するものと用途を別にして。よって、当該住宅地図は政務活動の

みに使用し、完全に使い分けている。」と説明があった。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ使途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額及び交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の使途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、当該マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その使途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

その一方で、平成25年度分の政務活動費に関する住民訴訟の判決（高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決）において、政務活動費から各種団体会費や会合参加費を支出していたことが違法と判断され、議員に対して総額約973万円の返還が命じられた。

また、平成30年7月から令和2年3月までの間、議員が自らの選挙区内において、祭りや地域イベントなどの会合等に参加する際、参加費を政務活動費から支出していたことが、公職選挙法違反に当たるとして告発があった件について、令和4年10月、高松地方検察庁は嫌疑不十分として不起訴処分とし、さらに令和5年1月、高松検察審査会は、起訴議決をするには至らないとの議決を出した。

このような中、県議会では政務活動費マニュアルの見直し方針を打ち出し、令和4年2月に「政務活動費に関する特別委員会」を設置し、見直しに向けた取組を進め、令和5年度分の政務活動費から適用する新たなマニュアルを令和4年12月に策定した。新たなマニュアルでは、

経費毎の使途基準において、「具体的な経費の例示」及び「充当が不適切な経費の例示」として、政務活動費で支出できるもの又はできないものが明示されたほか、視察調査や要請陳情等のための県外出張については県外調査等報告書の提出を、会派共同調査費については会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧の提出を求めた上で閲覧対象とした。さらに、各議員の収支報告書、領収書等の閲覧に供している書類について、県議会ホームページで公表することとし、現在、これに基づいた運用がなされているところである。

このように、政務活動費に関しては、様々な動きがあることは承知しているが、監査委員としては、政務活動費の個々の具体的な支出が政務活動費交付条例で定める経費に該当するか否かについて、議員が支出の際に根拠とした同条例、政務活動費マニュアル、政務活動費に関する判例等に照らし合わせて、総合的に判断することとなる。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性及び自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 議員14名の自動車リース料

(ア) 政務活動費を自動車リース料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「自動車リース料（1台分に限り、年間60万円を上限に充当できる）」を掲げるとともに、自動車リース料を含む事務費について、政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内とするとしている。

したがって、自動車リース料に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 自動車リース料の支出の適否

請求人は、自動車のリース料については、これまでも必要以上に高級な車両をリースして多額のリース料を政務活動費から支出していることに対する批判や、「リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず所有権移転しない場合に限る」としている規定の実効性への疑問が呈されてきたところであると主張している。

確かに、政務活動費マニュアルによると、自動車リース料については、「リース期間終了後又は途中で、有償、無償に関わらず、所有権移転しないことが、自動車リース契約書（契約約款等を含む）に明記されている場合に限る。ただし、リース会社側の事情により契約書（契約約款等を含む）に明記できない場合は、所有権移転を行わない旨をリース会社に出した書類が必要。なお、この自動車リース契約に関する取扱いは、令和5年度以

降に契約するリース契約から適用することとし、令和4年度以前に契約したリース契約の取り扱いについては、なお従前の例による。」とされている。

この点について、監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている14名に係る自動車リース料に関して、契約書、契約約款等の写しの提出及び自動車の所有権を移転しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、所有権移転しないことが契約書等に明記されていた議員が10名、所有権移転を行わない旨のリース会社あての申出書を提出していた議員が2名及び従前の例（以前の政務活動費マニュアル）の適用により所有権移転を行わない旨の議長あての申出書を提出していた議員が2名であった。

したがって、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、議員14名の自動車リース料の支出については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

イ 会派共同政務活動費

（ア） 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められ、また、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費の具体的な経費の例示として、会派共同調査費を掲げ、政務活動費の充当を認めている。

（イ） 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、会派共同政務活動費については、領収書も添付されず、視察や陳情・要請活動の報告もないため、ブラックボックス状態であると主張しているが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしななければならないという定めはない。

また、政務活動費マニュアルにおいて、会派共同調査費を支出している議員は、当該議員の収支報告書に添えて、会派の当該年度の収支報告書及び議員別負担額一覧を提出することとされており、これを受けて、令和6年度の自民党香川県政会及び自民党議員会の会派共同政務活動費に係る収支報告書及び議員別負担額一覧が議長に提出されている。なお、各会派の収支報告書には、支出の内訳として会派共同政務活動費の使途及び金額が記載されているが、政務活動費マニュアルにおいて、会派が支出した経費の領収書等の添付までは求めている。

このことについて、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、政務活動費の使途の透明性をも目的とする地方自治法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの、使途基準に合致しないとまではいえない。

（ウ） 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である。」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張しているが、支出の違法性又は不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

さらに、高松地裁平成27年（行ウ）第11号令和3年4月20日判決を参考にすれば、調査研究費のうちの会費の具体例として、会派共同調査費を挙げているのも、会派が、議員ら自らが会費を出捐した上で議会活動の基礎となる調査研究を行う目的の団体として組織され、各議員ら自身がその活動を行うものとして運営しているのが通常であることによると考えられ、そうすると、会派の活動目的及び内容は、県政に資する議員の調査研究活動に沿うものであると強く推認されるものである。したがって、原告において、当該会派の活動目的や活動内容がおよそ県政との間で関連性を有するものではない等の特段の事情を具体的に立証しない限り、議員の会派に対する会費の支払に政務活動費を充当することが本件使途基準に反して違法であるとは認められないと判示されている。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例及び政務活動費マニュアルで定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにうかがわれるとまではいえない。

a 自民党香川県政会のベトナム及び台湾への海外視察

請求人は、自民党香川県政会のベトナム及び台湾への海外視察について、「議員の海外派遣取扱要領」の規定が適用されるべき内容であり、規定どおりの手順、本会議議決を経っていないから違法・不当であると主張している。このことについて、議長から、議員が海外を訪問し視察調査等を行う場合は、地方自治法第100条第13項及び香川県議会会議規則第125条の規定に基づく議員の海外派遣として実施される場合と、地方自治法第100条第14項及び政務活動費交付条例第2条の規定に基づく政務活動として実施される場合があり、それぞれの規定に基づき実施することができるものと解され、今回のベトナム及び台湾への海外視察が必ずしも「議員の海外派遣取扱要領」の規定が適用され

るべきという主張は当たらないとの説明があった。ベトナム及び台湾への海外視察について、その目的及び内容から判断すると、「議員の海外派遣取扱要領」の「派遣の対象」になり得るものと考えられるが、一方で、政務活動として海外での調査研究を行うことが否定されるものではなく、請求人の主張は、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、自民党香川県政会のベトナム及び台湾への海外視察に要した会派共同政務活動費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 自民党香川県政会の東京への要請陳情

請求人は、自民党香川県政会の東京への要請陳情費用が2回合計で3,761,091円、一人あたり10万円以上は法外な支出で非常識、また、自民党本部への陳情は政党活動であると主張している。このことについて、議長から、本件経費は、議員の予定変更に対応できるよう、割引等のない正規運賃で購入したこと及び要請陳情の内容は、各省庁等に対する県予算に係るものであり、政党活動であるという主張は当たらないとの説明があった。

東京出張に係る旅費の金額については、往復の正規航空運賃や宿泊費等を考慮すると、一人あたり約10万円という支出は、法外で非常識とまではいえず、政党活動であるという主張を含め、請求人の主張は、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、自民党香川県政会の東京への要請陳情に要した会派共同政務活動費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 自民党議員会の書籍等購入費

請求人は、自民党議員会の雑誌・書籍等の購入費について、私費で購入すべき本が含まれている可能性は大きいと主張している。このことについて、議長から、住宅地図や国会便覧、自治体情報誌等を会派で共同して購入したものであり、私費で購入すべき本は含まれていないとの説明があった。

請求人の主張は、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、自民党議員会の書籍等の購入に要した会派共同政務活動費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ウ 議員2名の交通費及び宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が定められているほか、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費に係る具体的な経費の例示として、「視察調査（県内、県外、海外）のための交通費（公共交通料金、高速道路等利用料、駐車料金、タクシー料金、レンタカー料金）、宿泊費」を掲げているほか、要請陳情費に係る具体的な経費の例示として「県政の課題解決、予算獲得のための中央省庁、国会議員等

に対する要請陳情活動の交通費、宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費について、調査研究費や要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員2名（松原哲也議員及び三木由美子議員）に係る視察調査等についての目的や具体的内容等について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

a 松原哲也議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費

前述2の(3)の表に掲げる番号1から番号8まで、番号10及び番号11の県外出張については、県の国際交流、文化芸術、地域活性化、市街地再開発、デジタル施策等の調査研究に係るものである。

また、番号9の台湾出張については、自民党香川県政会の政務活動として、本県と交流協定を締結している桃園市政府を訪問し、相互交流等について意見交換を行ったほか、MICE施設やエネルギーセンター等の視察を行ったものであり、県の国際交流、観光振興、循環型社会の形成等に資するものである。なお、当該議員から、調査研究費の整理番号9の航空会社の領収書は、本件出張に係る往復の航空運賃であり、会派で航空券を手配する際に当該議員の参加が未定であったことから、後日当該議員個人で手配した際に、往路は地元の行事の関係で直行便の利用が困難であり、復路も直行便が予約できずに羽田空港経由とし、当該議員個人の調査研究費として政務活動費を充当したとの説明があった。

さらに、番号12の東京出張については、県政の課題解決や予算獲得のための国会議員等に対する要請陳情活動を行ったものであり、当該議員から、自民党香川県政会の1泊2日の要請陳情活動の出張に加え、議員個人においても要請陳情活動を行ったことから、追加の1泊分の宿泊料金について、当該議員個人の要請陳情費として政務活動費を充当したとの説明があった。

請求人は、政務活動費マニュアルの参考様式「県外調査等報告書」で示されている視察調査の面談者及び要請陳情の相手方の職・氏名が全く記載されていないと主張している。確かに、当該議員の県外調査等報告書は、政務活動費マニュアルの参考様式第3号の記載例どおりではないが、同マニュアルに定める「出張の目的、期間、場所、内容等」は記載されており、記載例どおりでないことをもって違法又は不当な支出であるとまではいえない。

また、請求人は、これまでに訪問したことのある場所を再度訪問したり、訪問先の数や場所に比して長い日程を取っており、視察としての内実を伴うものであったのが全く証明されておらず、旅費の支出は認められないと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

さらに、請求人は、台湾出張は「議員の海外派遣取扱要領」の規定どおりの手順、本会議議決を経っていないから違法・不当であると主張しているが、このことに関する監査委員の見解は、先のイ(ウ)aで述べたとおりである。

したがって、当該議員の視察調査や要請陳情活動に要した交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 三木由美子議員の視察調査に要した交通費及び宿泊費

前述2の(3)の表に掲げる番号13のベトナム出張については、県の国際交流や外国人材の受入れ促進等の調査研究に関係するものであり、当該議員から、往復の航空運賃や宿泊料金等に政務活動費を充当したとの説明があった。

請求人は、訪問先が現地に行かずとも情報が得られる場所ばかりであり、報告は1ページにも満たないと主張している。このことについて、当該議員から、ベトナム出張は、多くの県内事業者から期待されている高度人材の確保に向けて現地の状況を詳しく調査するとともに、本県の「住み、働く場」としての魅力を訴求することを目的に行ったものであり、現地の関係者と対面で意見交換を行ったり、生活習慣等を直接目にすることで、職場環境やキャリア形成、受入企業が配慮すべき具体的な課題などオンラインでは得難い情報を収集できたほか、本県に対する高い評価にも繋がったこと、また、報告書については、既定のフォーマットにまとめたものであることの説明があり、監査委員は、政務活動費マニュアルに定める「出張の目的、期間、場所、内容等」が当該議員の報告書に記載されていることを確認した。

請求人は、ベトナム出張は「議員の海外派遣取扱要領」の規定どおりの手順、本会議議決を経ていないから違法・不当であると主張しているが、このことに関する監査委員の見解は、先のイ(ウ) a で述べたとおりである。

したがって、当該議員の視察調査に要した交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員18名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として「自動車燃料費」を掲げている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と、走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1キロメートル当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

住民監査請求の対象とされている議員18名のうち山田正芳議員を除く17名については、走行距離で積算する場合を選択の上、燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員17名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、当該議員全員から政務活動費走行台帳が提出され、マニュアルの記載例ほど

詳細ではない記載をしている議員が散見されたものの、全ての走行台帳に使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張しているが、政務活動費交付条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致している。

一方、山田正芳議員は、購入金額で積算する場合を選択の上、政務活動費での負担割合を2分の1としており、当該議員から、視覚障害を有し自身で自動車の運転をできないことから、健常者が徒歩で移動できる近隣での活動であっても自動車による送迎が不可欠であるほか、県議会庁舎での用務をはじめ、一定の時間を要する活動時に送迎車が事務所と用務地を2往復することが多いとの説明があった。政務活動費マニュアルにおいて、政務活動に使用した燃料費の実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされている。請求人は、同じ選挙区の議員の燃料費よりも異常に高額であり、議員本人以外の利用した車両の燃料費も含まれている可能性が極めて高く、不当な支出と推認されると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、議員18名の燃料費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

オ 議員20名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の具体的な経費の例示として、「政務活動補助職員（短期アルバイトを含む）の給与、手当、社会保険料、賃金等」を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

b 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、「議員と生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）の雇用費」や「政党活動、選挙活動、後援会活動のための職員の雇用費」は不可としている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員20名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写しの提出並びに被雇用者が生計を一にする2親等以内の親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員全員が政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致しているこ

とが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする2親等以内の親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。さらに、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、該当議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張しているが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする2親等以内の親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの使途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

12名の議員（氏家孝志議員、氏家寿士議員、尾崎道広議員、斉藤勝範議員、白川和幸議員、天雲千恵美議員、花崎光弘議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、宮岡陽子議員及び森裕行議員）の各1名分の人件費、山田正芳議員の2名分の人件費及び松岡里佳議員の2名分の人件費のうち1名分の人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張しているが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」とされており、この場合、その実績を証明することまでは求めている。

したがって、当該議員14名の人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費を全額充当している議員の支出

5名の議員（岡野朱里子議員、樫昭二議員、金藤友香理議員、五所野尾恭一議員及び米田晴彦議員）の各1名分の人件費、小泉敦議員の2名分の人件費及び松岡里佳議員の2名分の人件費のうち上記(b)で述べた1名とは別の1名分の人件費については、その全額に政務活動費を充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「政務活動専従職員であることが確認できる場合は、全額充当することも可能であるが、慎重な取り扱いが必要」とされている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該7名の議員について、人件費の全額に政務活動費を充当していることについての説明を求めたところ、樫昭二議員については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間を全て記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、5名の議員（岡野朱里子議員、金藤友香理議員、五所野尾恭一議員、米田晴彦議員及び松岡里佳議員）の各1名分の人件費及び小泉敦議員の2名分の人件費のうち1名分の人件費については、提出された雇用契約書の写しを確認したところ、業務内容として政務活動の補助事務である旨が記載されていた。さらに、議会事務局から、

収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認しているとの説明があった。

さらに、小泉敦議員の2名分の人件費のうち上記で述べた1名とは別の1名分の人件費については、雇用契約書において、業務内容が政務活動の補助事務に限定した記載とはなっていないが、同議員から、当該被雇用者の就業場所は政務活動のみを行う事務所であり、政務活動以外の事務には携わっていないとの説明があり、監査委員は、雇用契約書における就業場所と政務活動事務所の賃貸借契約書における物件所在地が一致していること及び当該議員の後援会事務所の所在地がこれらと異なることを確認したほか、議会事務局から、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認しているとの説明があった。

したがって、当該議員7名の人件費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収書写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員28名の広聴広報費

(ア) 政務活動費を広聴広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、広聴広報費の具体的な経費の例示として、広報誌や県政報告等の印刷費、作成委託費、配布経費のほか、ホームページの作成委託費、運営経費等を掲げ、政務活動費の充当を認めている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々を政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者で

ある有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広聴広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、県政報告など政務活動の内容と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動の内容が含まれている場合、紙面の割合により按分して充当するが、政務活動の内容としての広報の実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内としている。なお、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員28名に係る広聴広報費で支出している広報誌等の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、議員が政務活動以外の活動の内容が含まれると判断し紙面等の割合で按分することにより政務活動費を充当していない部分を除き、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」ではないと断定できるまでのものは認められなかった。

請求人は、広報誌等の作成・配布の詳細等を記載していない議員が極めて多いのは違法状態であると主張している。確かに、政務活動費マニュアルによると、広報誌等の作成経費については、広報誌等の名称、発行年月日、作成部数等を領収書又は領収書等添付票に記載することとされており、このことについて支出証拠書類を確認したところ、発行年月日等の記載をしていない議員が散見されたが、そのことをもって違法又は不当な支出であるとまではいえない。

また、請求人は、友枝俊陽議員が年度末に三つの印刷業者に支出した経費が不自然で不当な支出であると主張しているが、このことについて、当該議員から、内容の異なる2種類の印刷物をそれぞれ別の印刷業者に発注し、当該2種類の印刷物の増刷をさらに別の印刷業者に発注したためであるとの説明があり、監査委員は当該2種類の印刷物が県政に関する広報誌であることを確認した。

したがって、議員28名の広聴広報費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員7名の事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費の具体的な経費の例示として、「賃借料」や「光熱水費（住居を兼ねた事務所の上下水道料金を除く）」等を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費（住居を兼ねた事務所の上下水道料金を除く）等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ）事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、政務活動費の対象となる事務所は、「①外形上の形態があること（看板・表示等）」、「②事務所としての機能があること（事務・収納スペース、事務機器等）」及び「③連絡機能が整っていること」が要件とされている。ただし、「議員本人又は議員と生計を一にする2親等以内の親族（配偶者を含む）所有の不動産の賃借料」については、政務活動費は支出できないとされており、議会事務局から、これらの点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

また、政務活動費マニュアルでは、「政務活動とそれ以外の活動で使用されている事務所の経費は、政務活動での使用面積等の実績により按分して充当するが、事務所を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする」、さらに「他に後援会事務所があることや、事務所に政務活動専従職員を配置し、政務活動専用を使用している事務所であることが確認できる場合であれば全額充当も可能であるが、慎重な取り扱いが必要」とされている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員5名（小泉敦議員、谷久浩一議員、富野和憲議員、宮岡陽子議員及び宮本欣貞議員）に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び事務所費の全額に政務活動費を充当していることについての説明を求め、調査を行った。

また、天雲千恵美議員に係る事務所費（電気代）及び森裕行議員に係る事務所費（電気代、ガス代及び水道代）について、事務所の使用実態や政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

a 議員5名の事務所費

5名の議員（小泉敦議員、谷久浩一議員、富野和憲議員、宮岡陽子議員及び宮本欣貞議員）は、事務所の賃借料（谷久浩一議員は当該事務所の電気代、ガス代及び水道代を含む。）全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、当該5名の議員から、当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があった。

また、当該5名の議員のうち小泉敦議員、富野和憲議員及び宮本欣貞議員は、事務所の賃貸借契約書において、使用目的が政務活動事務所であることが明記されているほか、政務活動補助職員の人件費に政務活動費を充当している小泉敦議員からは、先のオ（ア）b（c）で述べたとおり、当該補助職員は、政務活動のみを行う事務所で雇用しており、政務活動以外の事務には携わっていないとの説明があったところであり、監査委員は、当該3名の議員の後援会事務所の所在地がそれぞれの政務活動事務所の所在地とは異なることを確認した。

一方、谷久浩一議員は、賃貸借契約書において使用目的が政務活動事務所であることが明記されていないものの、当該議員から、政務活動以外の活動は地元である土庄町の

事務所で行っているとの説明があり、監査委員は、当該議員の後援会事務所の所在地が土庄町であることを確認した。政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた当該事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいいため政務活動用務だけに使用しているという説明は一定の合理性を有しているといえる。

また、宮岡陽子議員は、政務活動事務所と後援会事務所の所在地が同一であったが、当該議員から、三階建ての建物の1階を後援会事務所、3階を政務活動事務所として使用しており、出入口も別々であるとの説明があり、監査委員は、当該議員の賃貸借契約書において、賃借物件の所在地が本件建物の3階と記載されていることを確認した。

請求人は、当該5名の議員が賃借料の全額を政務活動費から支出していることについて、議員の活動は政務活動とそれ以外の活動が混在しているため、活動場所を完全に分けて、その事務所では政務活動以外を一切行わないというのはありえないので、2分の1のみ認めると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、当該議員5名の事務所の賃借料（谷久浩一議員は当該事務所の電気代、ガス代及び水道代を含む。）の支出については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 天雲千恵美議員の事務所費（電気代）

天雲千恵美議員は、事務所の電気代について2分の1に按分した上で政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から、当該事務所は議員活動のための事務所として日常的に使用しており、常駐するスタッフを雇用し、議員本人が不在の際にも、地域住民からの要望や相談等に対応できるよう体制を整えていること、また、当該事務所の建物は、住居兼用で、電力量計が共通であるため、電気代について、政務活動に使用した実績の把握が困難なことから、政務活動費マニュアルに基づき、2分の1に按分して政務活動費を充当したものであり、政務活動以外の活動は、別に設けている後援会事務所で行っていることの説明があった。

請求人は、住居と兼ねているなら、2分の1按分ではなく、住居分が2分の1、残りのうち政務活動とその他の議員活動分が各4分の1とすべきと主張しているが、自らの見解を述べているに過ぎず、政務活動費マニュアルにおいて、政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は2分の1以内の充当が認められていることから、当該議員の事務所費（電気代）の支出については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 森裕行議員の事務所費（電気代、ガス代及び水道代）

森裕行議員は、事務所の電気代、ガス代及び水道代について2分の1に按分した上で政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から、事務所と住居とは別で、場所も離れていること、また、当該事務所の建物には、政務活動に係る事務を行うスペースと後援会を含む地域住民の集会のためのスペースがあり、電力等のメーターが共通であるため、政務活動に使用した実績の把握が困難なことから、政務活動費マニュアルに基づき、2分の1に按分して政務活動費を充当したとの説明があり、監査委員は、当該議員の事務所所在地と住所が異なることを確認した。

請求人は、自宅兼事務所の電気代及びガス代は4分の1に按分すべき、また、住居を兼ねた事務所の水道代への充当は不当であると主張しているが、当該議員の事務所所在

地と自宅住所は別であり、政務活動費マニュアルにおいて、住居を兼ねていない事務所の水道代を含む光熱水費は、政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は2分の1以内の充当が認められていることから、当該議員の事務所費（電気代、ガス代及び水道代）の支出については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員2名の事務所費（固定電話利用料金及び携帯電話利用料金）

（ア） 政務活動費を固定電話利用料金及び携帯電話利用料金に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費の具体的な経費の例示として、「電話・FAX使用料、携帯電話料金、インターネット利用料、郵送料」を掲げている。

したがって、固定電話利用料金及び携帯電話利用料金について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 固定電話利用料金及び携帯電話利用料金の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている天雲千恵美議員の固定電話利用料金及び携帯電話利用料金並びに宮岡陽子議員の携帯電話利用料金について、政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

a 天雲千恵美議員の固定電話利用料金及び携帯電話利用料金

天雲千恵美議員は、固定電話利用料金及び携帯電話利用料金について2分の1に按分した上で政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から、固定電話については、電話を設置している政務活動事務所は、先のキ(イ) bで述べたように住居兼用で、政務活動以外の活動は別に設けている後援会事務所で行っているが、政務活動に使用した実績の把握が困難なため、2分の1に按分した上で充当していること、また、政務活動補助者の携帯電話については、当該政務活動補助者が事務所や外出先での連絡対応等に使用しており、事務所不在時にも対応できるよう携帯電話は必要不可欠であるが、政務活動に使用した実績の把握が困難なため、2分の1に按分した上で充当していることの説明があった。

政務活動費マニュアルによると、「事務所費を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内とする。」とされているほか、議員の雇用する職員の政務活動に要する経費について、「議員の雇用する職員は、議員の補助者として、議員の政務活動に要する経費の対象に含まれる。」とされている。

請求人は、事務所が住居と兼ねているなら、固定電話利用料金は4分の1に按分すべき、また、携帯電話利用料金は家族の携帯である可能性が高く不当であると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。なお、先のオ(ア) b(a)で述べたとおり、議長から、人件費の支出先である政務活動補助者については、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする2親等以内の親族ではないことを確認している旨の説明があったとおりである。

したがって、当該議員の固定電話利用料金及び携帯電話利用料金の支出については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

b 宮岡陽子議員の携帯電話利用料金

宮岡陽子議員は、政務活動補助者の携帯電話利用料金について2分の1に按分した上で政務活動費を充当しているが、このことについて、当該議員から、政務活動補助者が議員に代わって要望の受付や日程調整等を行うほか、議員との連絡用に使用していること、なお、年度中に携帯電話の契約先を変更したため、2社分の支払先が生じた月があるとの説明があった。

請求人は、政務活動補助者の携帯料金を計上したのは、天雲千恵美議員、宮岡陽子議員が初めてであり、携帯電話は不可欠とは言えず不当であると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しているものではない。上記aで述べたとおり、政務活動補助者が議員の政務活動のために利用する場合を含め、携帯電話利用料金への政務活動費の充当が認められている。

したがって、当該議員の政務活動補助者に係る携帯電話利用料金の支出については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 松原哲也議員の事務費（名刺代）

（ア） 政務活動費を名刺代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「名刺代（政党名の記載がなく、議員個人名の場合に限る）」を掲げている。

したがって、名刺代に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 名刺代の支出の適否

福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、名刺は一般的な用途に使用されるものであり、特に政務活動に有益であるとの事情もないので、政務活動に限らず通常の議員活動にも使用されることが推認され、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在しているとも考えられる。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている当該議員の名刺代について、名刺の現物の提出を求め、内容を確認した。

その結果、当該議員の名刺は、表面に「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかった。

また、当該議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルにおいても、事務費を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内にとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、名刺印刷代の支出先は自らが経営する会社であり、印刷を業とする会社ではないので、どこかに発注しているのであれば何らかの利益を得ている可能性があり、不当な支出であると主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、購入先を制限する定めはない。

したがって、当該議員の名刺代の支出は、違法又は不当な支出であるとまではいえない。
コ 森裕行議員の事務費（コピー機等リース料、電話・FAX使用料及び事務機器・事務用品等購入費）

（ア） 政務活動費をコピー機等リース料、電話・FAX使用料及び事務機器・事務用品等購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が定められている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な経費の例示として、「パソコン、プリンター、デジカメ、電話機、FAX、机、いす等の事務機器等購入費（価格が1件10万円（パソコン、スマホは15万円）以内のものに限る）、修繕費」「コピー機等事務機器リース料、コピーカウンター料」「事務用品等消耗品費」を掲げている。

当該議員が政務活動費を充当したコピー機等リース料、電話・FAX使用料及び事務機器・事務用品等購入費は、いずれも具体的な経費の例示に掲げられたもの又はこれに準じるものと考えられるほか、事務機器の購入価格はいずれも10万円以内であることから、これらの経費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） コピー機等リース料、電話・FAX使用料及び事務機器・事務用品等購入費の支出の適否

請求人は、これらを後援会活動や政党活動に全く使用していないとは考えられないので、2分の1按分にすべきと主張しているが、このことについて、当該議員から、コピー機等を設置している事務所スペースは、政務活動のみに使用しており、同じ建物内には他の用途で利用しているスペースがあるが、明確に区分しており、コピー機等は政務活動以外には使用していないとの説明があった。請求人の主張は、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、当該議員のコピー機等リース料、電話・FAX使用料及び事務機器・事務用品等購入費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 三木由美子議員の事務費（iPad等購入費）

（ア） 政務活動費をiPad等購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例及び政務活動費マニュアルにおける根拠は、上記コ（ア）のとおりである。

当該議員が購入したiPad、iPadケース、イヤホンマイクは、政務活動費マニュアルにおける具体的な経費の例示に準じる事務機器と考えられるほか、購入価格は、iPadが15万円以内、iPadケース及びイヤホンマイクがそれぞれ10万円以内であることから、これらの機器の購入費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） iPad等購入費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、同議員が購入したiPad等が政務活動のために使用されたもの

であることの説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員からは、政務活動を行うにあたり、パソコンよりも手軽に持ち運ぶことができるので、外出先での写真や動画の撮影、資料の確認等に利用するために購入したものであり、2分の1に按分した上で充当したとの説明があった。政務活動費マニュアルによると、「事務費を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、負担割合を2分の1以内とする。」と明記されていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、これらの機器の購入は認められないと主張しているが、当該支出が違法又は不当であるについて具体的な根拠を示していない。

したがって、当該議員のiPad等購入費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

シ 議員2名の資料購入費（書籍購入費）

（ア） 政務活動費を資料購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、資料購入費の具体的な経費の例示として、「書籍購入費（地図、電子書籍等を含む）」や「新聞、雑誌購読料（電子版を含む）」を掲げている。

したがって、書籍購入費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

（イ） 書籍購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、書籍等は、政務活動に密接に関連する分野のものであることが必要とされており、充当が不適切な経費の例示として、「小説、エッセイなど趣味、福利厚生目的の書籍購入費」や「大衆週刊誌、スポーツ新聞購入費」が挙げられている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員2名（松原哲也議員及び三木由美子議員）に係る書籍購入費について、政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(12)の表に掲げるとおり、いずれも地域活性化や伝統文化、農業振興等に関する書籍や地図の購入であり、当該議員から、政策立案や調査研究のために活用したとの説明があった。

請求人は、これらの書籍は、私費で購入すべき内容であるもの又は政務活動に必要であるとは認められないものと主張しているが、広範かつ多岐にわたる議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件書籍購入について判断すると、これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範囲な裁量に鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとまでは認められない。

また、請求人は、三木由美子議員の地図の購入費について、後援会活動や選挙・政党活

動などに全く利用しないとは考えられないので、2分の1のみ認めると主張しているが、このことについて、当該議員から、後援会活動や選挙・政党活動に使用する地図とは完全に使い分けているとの説明があった。請求人の主張は、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

したがって、議員2名の書籍購入費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その使途の適正を確保した上で、県民に対する説明責任を果たせるよう議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで12回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至った結果、議員に対して総額約973万円を返還させるよう判決が出された。

このような中、県議会においては、令和4年12月に新たな政務活動費マニュアルを策定して令和5年度分の政務活動費から適用し、令和6年7月からホームページで公開していることは、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に資するものである。

しかしながら、今回の令和6年度の政務活動費に係る住民監査請求の監査においても、監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望するとともに、可能なものから迅速に対応されるよう期待するものである。

1 政務活動費マニュアルに沿った適切な運用

現在、各議員は、令和4年12月に策定した政務活動費マニュアルに基づき収支報告書等の作成及び提出を行っているが、参考様式として示されている「領収書等添付票」や「県外調査等報告書」等について、政務活動費マニュアルで定められている事項を記載していないものが散見された。必要事項について漏れなく記載し、「政務活動費走行台帳」を含め、記載例を参考に、より分かりやすくかつ丁寧な記載に努めるとともに、個々の政務活動の内容を最も熟知している議員本人が記載内容に責任を持ち、適切な運用に努められたい。

2 使途基準に適合した的確な審査

議長は、政務活動費の支出に当たり、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定める使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すよう努められたい。特に、前述のとおり、監査中に修正届が提出されたり、不十分な記載が散見されたことから、改めて、政務活動費に関する研修を行うなど、経費毎の使途基準や提出書類等の周知徹底を図るとともに、議会事務局の体制強化を行い、各議員から提出される収支報告書等の受理後、速やかに的確な審査に努められたい。

3 透明性の確保

ホームページで公開されている資料の一部において、文字等が読みづらいものが見受けられた

ほか、住民監査請求において違法又は不当とする理由が、依然として支出の目的や内容、支出先が不明とされている。また、会派共同政務活動費についての資料公開は、収支報告書及び議員別負担額一覧に留まっている。県民から疑念を抱かれることのないよう、その透明性の確保に努められたい。

4 政務活動費マニュアルの更なる見直し

政務活動費マニュアルは、令和4年12月に新たなものが策定されたが、前述の透明性の確保を図るためには、更なる見直しが必要と考えられる。使途基準を含め、全国の政務活動費マニュアルの状況について、情報収集や分析等を行い、その結果を真摯に考慮し、地方自治法及び政務活動費交付条例の関係する規定を踏まえ、政務活動費マニュアルの更なる見直しに努められたい。